

# 維新时期山口藩財政史研究序説

田中 誠 二一

はじめに

本稿は、前稿「幕末期萩藩財政史研究序説」<sup>①</sup>を引き継いで、維新时期のそれを主題とし、一定の見通しを得ようとするものである。

この主題に関する研究史には、作道洋太郎・下山三郎・新保博・岩橋勝・中村哲・松尾正人・茂木陽一などの研究<sup>②</sup>があり、山口藩に関しては、三輪為一・穂本洋哉・西川俊作・谷村賢治・伊藤昭弘などの論考<sup>③</sup>がある。とくに山口藩に関しては、残された課題が多いように思われる。

そこで本稿の課題は、山口藩に拘って、貨幣・藩札・米価の変遷といった和市変動と、一般会計・特別会計の両方を含んだ山口藩財政の動向、そして藩札・藩債の償還までを研究し、一定の見通しを得ようとするものである。最終的には、萩藩・山口藩は、どのような財政的に幕末・維新时期を切り抜けたのか、財政難に苦むなかでどのようなようにして戦費調達・藩債償却を可能にしたのか、を解明したい。これまでのように、この問題を「手品」として放置しておくわけにはいかない。

なお、本稿では明治に入ってから萩藩を、史料表現に従って山口藩と称する。

## 一 明治一・二年の和市変動と藩財政

まず、維新时期藩財政の前提をなす若干の事項について示しておく。前稿で示したように、天保財政改革を経た弘化四年（一八四七）の藩借銀は、六万二四七六・五三貫目であった。内訳は、「無利元居・元利留・元居利払之部」、すなわちほとんどが公借（藩主・係累や特別会計・他部局からの借銀）で凍結・準凍結となった三万三四九二・一貫目と、「年賦借之部」（内借）大坂御用達・藩内御用達などからの借銀）二万八九八四・八三貫目である。その後藩借銀は、嘉永元年（一八四八）五万八五七九・八貫目、嘉永六年六万貫目と推移し、文久元年（一八六一）には五万二九三五貫目となったことが、<sup>④</sup>つぎの史料からわかる。

（端裏書）

「文久四子正月廿二日及若殿様御聞」

御借銀覚

一 銀五万式千九百三拾五貫目余

右先年以來地他御借銀相縮候分

一同九千五百九拾貫目

右一昨戌年より於大坂御借入之分

亥春 江戸

一金壹万兩 三谷三九郎

亥七月

一同千五百兩

同 石州

一 銀百貫目 堀藤十郎

以上

大坂

一 銀貳千貫目 御用達中

石州

一同百五拾貫目 堀藤十郎

右当子暮御借入御約定之分

大坂

一同千貫目 御用達中

右来丑暮同断

銀単ニして六万六千六百三拾七貫目

此内

壹万三千七百貳貫目

但、戌年以後御借入之分

以上

この史料は端裏書にあるように、元治元年（一八六四）一月二十二日「若殿様」（毛利元徳）に披露したものである。文久元年の「地他」（領内・領外）藩借銀五万二千三五貫目に加えて、文久二年から大坂での借銀九五九〇貫目が増加した。文久三年には、江戸の藩御用達三谷三九郎と石州笹ヶ谷銅山師・豪農の堀藤十郎から借りた。元治元年暮には大坂御用達中と堀から二一五〇貫目を借りる約束が出来ている。翌慶応元年にも、大坂御用達中から一〇〇〇貫目を借りる約束である。約束の分を含めて、文久二年以降の借銀額合計は、一万三七〇二貫目と多額である。文久二年からいかに資金繰りに苦しんだかが窺えよう。ちなみにここでの和市は、金一兩＝銀七五匁である。

前稿で示したように、元治元年七月十八日の禁門の変で朝敵・幕敵となった萩藩は、大坂蔵屋敷を没収となり、大坂との関係を断たれる。「長州諸用帳<sup>5)</sup>」から元治元年～慶応三年の四年間の記事が消える。明治元年（一八六八）、大坂御用達を中心広岡久右衛門の述懐によれば、元治元年「御変動一件」に付き、「軍用金調達其外異変之談合等二携り候由」、および防長で「新田十万石所持有之由」の聞き込みがあったとして、大坂町奉行の尋問をうけた。嫌疑を否定したものの、幕府へ一二〇〇貫目の調達を申し出ること、「急

表（1） 明治元年大坂御用達中借銀表

年次	借銀名目	借銀額 (貫目)	新条件	元治元年元 銀 (貫目)	備考
天保11年以前	広岡久右衛門	657.5	年利2%、30年賦	420.8	元治1~慶応3は 掘え置き。
同	御用達中古借	3849.0	同、当年より5年元居	2676.8	同
天保7年	御用達中古借	2936.5	同、当年より5年元居	2402.0	同
	加島屋五兵衛 名前御家賃借	700.0	当年より年利2%、元 居10年経	700.0	同
安政5 (出銀文久1)	兵庫表警衛、 御用達中	2000.0	当年より年利3%、5 年元居、6年目から25 年経	1600.0	同
文久2	海防手当、御 用達中	2050.0	同上	1845.0	同
文久2	両殿滞京・江 府往返・女儀 方婦固、御用 達中	1000.0	同上	1000.0	同
文久2	江戸臨時用当 用借、広岡久 右	1500.0	当年より年利3%、3 年元居、4年目より20 年経	1500.0	同
文久2	両殿様上京当 用借、広岡ほ か2家	1850.0	同上	2000.0	同
文久3	京都仕送り銀 ほか当用借、 広岡ほか1家	1200.0	同上	1200.0	同
文久3	当用借、御用 達中	1770.0	同上	1770.0	同
万延1	紙屋中より紙 仕入名目	1000.0	当年より年利4%、5 年元居、10年経	600.0	同
合計		20513.0		17714.6	

出典：毛利家文庫「政理」107「長州諸用帳」。

度叱り」で済んだ。明治元年十一月時点での大坂御用達からの借銀は、表（1）の通りである。  
この史料は、明治元年十一月のもので、改めて利下げ・年延べ交渉に及んだ。つぎのようである。

昨冬已来道路相開就而ハ、先年来新古御借財返納利且納残り道付不致而ハ不相叶儀候処、引続御父子様御上京并関東・北国之

御軍費大段之義、悉皆御内輪之用度ニ無之、天下之急務ニ而須  
庾も不差延件々、尚此往之御費用と候而も校量不立、御借財  
道付之手段更ニ無之ニ付、先元利留ニして被差置之外無御座候、  
乍併從來之御恩借ニ付如何程御難渋有之候共、御信義を被失候  
而ハ不相済と進退相迫り、一統苦心之至ニ御座候ニ付而ハ、利  
下ケ・年延其外別紙之通及御断之外無御座候  
大坂との関係の途絶した元治元年～慶応三年の四年間の借銀返済  
については、「元利留ニして被差置之外無御座候」、つまり元金・利  
子ともに返済せずに凍結したいという。その上で、「当辰より改而」  
「利下ケ・年延」の「御断」りをしたいというのである。私的な出  
費でなく、「天下之急務」による出費の高むこと、「国難」を強調し  
ている。元治元年元銀推計は、一万七七一四貫目余である。「御断」  
り（新条件）の内容は、古借については、年利二%・三〇年賦ある  
いは五年元居（五年間元銀返済猶予）、文久期からの新借は年利三%・  
三〇五年元居・二〇〇二五年賦となっている。

この他に、大坂御用達中「永納元居利払之部」がある。「永納元  
居利払」とは、藩に米銀を献納（永納）したものに對して、献納の  
奨励のために、利子に当たるものだけを下賜するものである。大坂  
御用達中のうち、中心をなす広岡久右衛門一家（元米七六六〇石、  
利米二三〇石）・鴻池善五郎（元米六〇〇〇石、利米二〇〇石）ほ  
か三家、合計元米二万五六六〇石に對して、「近年別而米価高直」  
を理由に、「一統式朱之利下ケ」を申し入れ、平均で年利三%とした。

この永納米利払は古く明和期から続いているもので、弘化元年（一八四四）に「年三朱之御利下ケ」をした後、明治元年暮にさらに「一統二朱の御利下ケ」を提案しているのである。もちろん「過ル子年より去卯年迄之利米ハ、国難ニ付御渡方不得致」と、関係途絶四年間の利米払は凍結している。以上の藩借銀の「利下ケ・年延」と永納米の利下げ提案に対して、大坂御用達中は、十二月に「御請」をした。

なお元治元年「屋敷引払之節」のことについて、「米紙代銀其外過ル子秋引払之節致御預ケ置候分、当暮御取引江可致御立用候」、「別段仕法銀御預ケ利廻致御頼有之分ハ、行形之通り御預リ被成下度候事」とあるので、大坂蔵屋敷引き払いのさい、米・紙の預けおいたものがあったこと、大坂御用達から借銀をする一方で、「仕法銀」（特別会計の諸仕組銀か）を大坂御用達に預けて利殖していたこと、などが窺える。「当暮御取引金相場之儀ハ、当度之仕廻相場」であるとの認識も示している。この頃の大坂は、後述するように大幅な銀安の相場であった。

明治元年五月の政府布告は、つぎのとおりである。<sup>6)</sup>

丁銀・豆板銀通用停止御布告

今般貨幣定価御取調之上、丁銀・豆板銀之儀停止被仰出候間、是迄銀名を以テ貸借有之候向者、其取引致シ候節之年月日ノ相場ニヨリテ金銭仕切ニ相改可申候、旧来之丁銀・豆板銀共所持之者ハ、近日御改製之新金銭を以テ御買上相成候間、追行其筋

ヨリ会計官貨幣司へ可申出者也

五月 行政管

ここでの重要事項は、幕府発行の丁銀・豆板銀の停止と、銀目廃止（金直し）である。これによって幕府による安政ノ慶応期の铸造金銀貨幣は、金貨が一両小判・二分判（二分の一両）・二朱判（八分の一両）、銀貨が一分判（四分の一両）・一朱判（二六分の一両）が残って、流通することになった。<sup>7)</sup>万延の改铸金銀がベースになり、外に大量の藩札が出回っていたのである。また、銀目廃止・金直しは、大坂での銀安相場の状況下で行われたので、藩の大坂借銀が事実上大幅な削減となったことが重要である。

戊辰戦争のおりには、政府に戦争資金はなく、金沢藩や三井・小野組に軍資金を出させ、かわりに金札を発行して与えたり、明治元年閏四月十九日の「陸軍編制」によって、諸藩から一万石当たり三〇〇両を上納させたりした。<sup>8)</sup>多くの藩が戦費調達に苦しむなかで、山口藩では「分捕り物」（豊前・石見占領地の収入等を指すものと考えられる）があったので、切り抜けられたという。<sup>9)</sup>事実、矢野健太郎によれば<sup>10)</sup>、萩藩は慶応二年の四境戦争の結果、石見大森代官所領・浜田藩領、豊前小倉藩領の企救郡を占領・統治し（明治元年から「預り地」、明治二年八月返還命令）、この間大森宰判での収入（本途物成二万石余）の半分以上が萩藩へと送られたという。企救郡宰判での本途物成は二万石余、これも軍事費として使用されたのではないかと推測される。

明治元年閏四月十九日の布令は、<sup>11</sup>「一時ノ権法ヲ以金札御製造被仰出、(中略)当辰年より來ル辰年マテ十三ケ年間、皇国一円通用可有之候」、「金札御製造ノ上、列藩石高二応シ万石ニ付一万兩ツ、拝借被仰付候」、「返納之儀ハ必ス其金札を以テ毎年暮其金高ヨリ一割ツ、差出シ、來辰年迄十三ケ年ニテ上納濟切ノ事」といい、金札(太政官札)を一三年間発行して全国に流通させ、諸藩に万石に付き一万兩ずつを貸与するという内容であつた。翌明治二年九月には、金札のうち大札が僻遠の地に行き届きがたいとして、「今般民部省通商司ニ於テ、貳分・壹分・貳朱・壹朱等小札至急ニ製造、追々引替ニ相成候」と、民部省札の發行に踏み切つた。

明治元年十一月には、山口藩は函館戦争の軍費として、大藏省から金札七万六〇〇〇兩を借りている。つぎのようである。<sup>12</sup>

本紙大藏省へ留置卜記有之

差上申御勘定仕訳御請書

一金札七万六千兩 辰十一月於大坂五度ニ御請仕候分

内

金札九千六百兩 於大坂山東市郎殿急御入用之節、正金六千兩

相納候分

金楮時相場ヲ以差引相成候分 但、正金百兩

二付金札百六十兩替

金札貳万八千九兩壹分永拾四文 米・砂糖ニ而上納濟

小以

金三万七千六百九兩壹分永拾四文

元卜差引

金札三万八千三百九十兩貳分・永貳百三拾六文

明治元年十一月に「箱館生産方入用」の米・塩等を廻漕するため、大坂で五度にわたり金札を借りた。返納は、「正金百兩ニ付金札百六十兩替」、つまり正金一〇〇に対して金札六二・五の和市中あり、金札価値は正金の三分の二以下だったことが分かる。返済が滞っているのは、「箱館表変動ニ付、廻漕難相成困置候而減石相立候」等の理由であつた。

明治二年の初め、藩はつぎのように大坂御用達に申し入れた。<sup>13</sup>

明治貳己巳歲

一二月七日御差引方佐々木小治郎様より御渡相成候御書付案文左

之通

但、惣中江御通達被下候様ト被仰聞候

覚

一金壹兩ニ付

銀百六拾目九分八厘七毛貳拾五

一錢壹貫文ニ付

銀拾五匁八分壹厘五毛八払

右元年來之借銀并ニ別段致御預ケ置候銀共ニ、過ル寅年以前之

儀ニ付、此度御沙汰之趣ニ寄、前書之和市立ヲ以金直ニして可

致御取引候事

金一兩＝銀一六一一匁の和市中での金直しを提案していることが重要である。和市はこのころの大坂相場を反映したものとみられるが、大幅な銀安の和市のもとでの借銀ほかの金直しは、藩借銀の大幅な削減を意味する。

明治二年六月には、政府は金札の通用を企図して、一万石に二五〇〇両ずつの金札を割り渡し、諸藩から同額の正金を上納させた(山口藩三七万石とすると、九万二五〇〇両相当)。

明治二年は凶年であり、また山口藩の国元では翌年にかけて脱退騒動が起こっていた。表

(2) は、山口藩(本藩)の六カ年平均物成高である。明治二年分がかなり落ち込んでおり、防長でもこの年がかなりの凶年であったことが分かる。ここでの領内和市は、金一兩＝藩札七五匁である。ちなみにこの年の「御買米直段」南石は、一斗六升二合替え、すなわち米一石＝藩札六一七匁

表(2) 山口藩6カ年平均物成額

年次	物成米(石)	物成銀(貫目)	「御買米直段」南石
元治1	211835.64553	1320.571807	0.679石替え。米1石=147匁。
慶応1	210055.01582	1321.114343	0.387石替え。米1石=258匁。
慶応2	202872.06594	1321.849857	0.197石替え。米1石=507匁。
慶応3	213133.93771	1321.841673	0.26石替え。米1石=384匁。
明治1	207549.98176	1321.750883	0.311石替え。米1石=321匁。
明治2	176683.41323	1321.869873	0.162石替え。米1石=617匁。
合計	1222130.05999	7928.998436	
平均	203695.01000	1321.499739	物成銀は、金1兩＝藩札75匁の和市中、金17619両余。
外二			
付加税・雑税	24032.54112	851.247280	
又外			
馳走米銀	25923.41234	11.513997	金1兩＝藩札75匁替。

石高731800.7578石。金1兩＝藩札75匁替。  
 出典：毛利家文庫「政理」218「山口藩・豊浦藩・清末藩六ヶ年平均郷村高」。  
 参考：明治3年0.275石替え、米1石=363匁。同4年0.378石替え、同=264匁。

(金八・二匁)であり、飛び抜けて高い。この表からは、山口藩(本藩領)のこの期の正租は、米二〇万三六九五石余と銀一三三二一貫目余、であることがわかる。本藩領石高は、七三万一八〇〇・七五七七石であり、宝暦検地高にその後の新開高を加えたものとみられる。明治二年四月には、金札の価格低下が顕著で、つぎのような行政官布告が出されている。<sup>15)</sup>

即今内外莫太之御失費相重、人民困窮ニ及候ニ付、金札御施行相成一般融通為致、上下之疲弊御救助可相成御主意ニ候処、近來格別下落、人民窮迫ニ立至候儀者、畢竟五官府縣藩共心得違之者有之、拝借金月給等両替屋ニ於て、正金ニ引替遣払候より、大ニ下々之疑念を生シ、正金ハ日々引上ケ、金札ハ日々下落シ、正金・金札と茂不融通を醸シ候次第ニ而、逐々下々産業を取失候様可立至、別而金札御施行之御主意ニ茂相戻リ、以之外之事ニ候、就而ハ五官府藩縣厚ク御主意を相奉戴シ、惣而金札を以遣払い候様可致、云々

あまつさえこの年は「悪金」「贗金」が横行しており、外国から苦情が寄せられ、十一月大蔵省は「贗金引替金札之儀、表高壹万石ニ付先ツ三百両之当りを以、御下ケ渡」<sup>16)</sup>しを命じた。明治二年七月十日、政府は「天下一般銭相場、金壹兩ニ付拾貫文ニ御定相成候」と、金一兩＝錢一〇貫文の和市定を行った。

明治二年六月十七日、版籍奉還が行われる。同月行政官から毛利宰相中将(敬親)を「権大納言・従二位」に任じ、太政官から高一

○万石永世下賜を伝え、毛利少将(元徳)を「参議・従三位」に任じ、六月四日元徳の家督を認めた。元徳は山口藩知事に任命された。毛利左京亮元敏は豊浦藩知事、毛利淡路守元蕃は徳山藩知事、毛利讃岐守元純は清未藩知事、吉川駿河守経健は岩国藩知事に任命された。なお、明治二年九月二十六日元徳は、「今般箱館表依御軍功、高式万六千石三年間下賜之旨、従朝廷被仰出」と、函館戦争での戦功により三年間高二万六〇〇石(石高の二五%に当たる米六五〇〇石)を下賜された<sup>(17)</sup>。これらの賞秩が、藩債の償還、朝廷への献納とどう関るかは、気になるところである。

明治二年六月、政府からつぎのような布令が出され、同年十月中に提出を求められた<sup>(18)</sup>。

- 一 従来支配地総高并現米惣高取調可申出事 但、免ハ五ヶ年平均ヲ以テ取調可申出事
- 一 諸産物及諸稅数取調可申出事
- 一 公廨一ヶ年之費用取調可申出事
- 一 職制職員取調可申出事 但、重立候補職員ハ人撰可相回事
- 一 藩士兵卒員数取調可申出事 但、従前之禄并扶持米遣居候高取調可申出事
- 一 現石十分之一ヲ以テ家禄可被相定候事 但、石高外諸雜稅モ可準之事
- 一 支配地惣絵図可差出事
- 一 支配地人口・戸数取調可申出事

表(3) 従来支配地総高并現米銀惣高(明治3年7月)

項目	石高(石)	米(石)	通用藩札(貫目)	備考
周防・長門石高	369411			
外ニ新田打出	618593			
防長石高合	988004			
内				
支藩エ配地新田高打出共	274338			
残り(本藩領高)	713666			
此実(本藩領正租・雜稅)				
此実(取納高)		221543	205276	
内				
正租		206990	1161.90	錢116190貫文(通用藩札銀1匁=100文)
雜稅		14553	890.86	通用藩札ヲ以
その他				
座頭・警女助情米銀		2390	8.20	相持救トシテ地下ヨリ取立、夫々配当申付候
地下馳走米(石別4升)		25453	9.40	追々有免申付度心得ニ御座候、此二廉定稅ニ無御座候
正租・雜稅・その他合計		249386	2070.36	
加工表(石高)				
本藩領石高	713665			本藩領72.2%
豊浦藩石高	124063			(清未藩領を含む)
徳山藩石高	69053			
岩国藩石高	81221			3支藩領合274337石
防長両国石高	988002			記載値988004石
諸産物及諸稅数				
生蠟(単位両)			480	通用藩札を以取立、1両=通用藩札75匁
石炭(単位両)			320	
無稅産物	塩・木綿・陶器・干鮑・干瀬貝・煎海鼠・鱈鱈・鯨油・茶・蜂蜜・蕨粉・辨柄・綠礬・櫛			
半昏・黒保紙	右二廉ハ仕入米銀を以取立ル			

出典：県庁伝来旧藩記録306「山口藩従前支配地総高其外」(明治3年7月)。

この布告を受けて作成されたのが、「山口藩従前支配地総高其外」であり、表(3)・表(4)に示した。表(3)によれば、本藩領石高は七十一万三千六百六十六石(宝曆検地高七〇万九〇七八石にその後の新開高を加えたもの)、支藩領石高は二七万四三三八石、防長惣高は合計九八万八〇〇四石となる。冒頭

の周防・長門石高三六万九四二一石は、朱印高（表高）である。本藩領正租は、米二〇万六九九〇石と通用藩札一一六一・九貫目、同雑税・その他は米四万二三九六石と通用藩札九〇八・四六貫目であり、正租・雑税・その他を合計すると、米二四万九三八六石と通用藩札二〇七〇・三六貫目となる。「定税」ではない地下馳走米石別四升の二万五五三石と九・四貫目があがっているのが注目される。ここで用いられている領内和市は、金一兩 $\parallel$ 通用藩札七五匁 $\parallel$ 銭七・

表（４）公廩一ヶ年費用（明治３年７月）

項目	米(石)	銀(貫目)	備考
現石拾分之一ヲ以テ家禄工引 残石之辻＝公廩分（請）	224448	1863.330	家禄は、米24938石・銀207貫目となる。
内			
公廩工当ル費用（払）	152278	49510.640	
内訳			
会計局（朝觀諸用・軍資金上納・京師東京大坂藩邸・山口公廩管轄・諸局雑用・官員役給・諸借償年賦返済・士卒救米・褒資其他諸費）	16668	29775.980	
会計局（士族卒族其外給禄）	113715	380.540	
民事局（郡村諸普請販貸 $\square$ 免否起飯米人馬備役諸用地租其他諸費）	4834	1271.240	
軍事局（常備兵隊飯料月俸陣屋管作銃創人扶助大小砲買入鑄造彈藥製造軍艦運輸同修覆其他諸費）	13540	16793.650	
学校（畿内并医院郷校入費外国其他遊学諸費）	3521	1289.230	
受払差引	72170	-47647.310	
不足金（兩）		314541.000	不足銀之内エ残り米 $\parallel$ 平均直段百目ニ付三斗替之銀ニシテ償之、其余不足銀 $\parallel$ 兩別七拾五匁替之金ニシテ（米は3斗替え、つまり1石=333.3匁。金1兩=銀75匁。）

右公廩一ヶ年之費用取調可申出ト之御沙汰ヲ以テ詮議仕候処、将来之目的難相立ニ付、先従前一ヶ年之費用公廩家禄ト取分、公廩ニ当ル分前書之通余分不足ニ至リ候処、近年戦争打続分過之兵員ヲ募リ、其他不得止事大段之入費相嵩候付、種々繰巻ヲ以テ仮成ニ一旦其期ヲ相凌候末ニ付、右不足立償之出目無之、加之以往天災・非常之手当等モ無之、旁難洪至極之儀ニ付而者、急度量入為出之規則相立、諸事改革仕、前件費用向省略可遂吟味ト奉存候段、去巳（明治2年）十月御届奉申上候通ニ御座候事  
出典：県庁伝来旧藩記録306「山口藩従前支配地総高其外」。

五貫文である。

表（４）は、「現石十分之一」の家禄分（毛利家の私費）を除いたものを公廩分（役所、官物の公費「現石之十分之九」）の請に立て、「公廩工当ル費用」、つまり公廩分の払を差し引いて、「受払差引」（決算）としている。公廩分の現石を〇・九で除すと、表（３）の本藩領正租・雑税・その他の合計、米二四万九三八六石と通用藩札二〇七〇・三六貫目が出る。さて公廩分払の内訳を見ると、会計局所轄の一項目に「諸借償年賦返済」が含まれており、ために銀支出が三万貫目近くなっているとみられる。会計局所轄の「士族・卒族其外給禄」は、采地返上を経て減額されているはずである。軍事局所轄の払が大きいのは、「近年戦争打続、分過之兵員ヲ募リ、其他不得止事大段之入費相嵩候」とある通りである。

「受払差引」、つまり請から払を引いて決算をすると、三二万四五四一兩の不足（赤字）となる。ここで用いられている和市は、金一兩 $\parallel$ 通用藩札七五匁、米〇・三石替え（米一石 $\parallel$ 通用藩札三三三・三匁）である。米価が極めて高い。このころの「御買米直段」南石は、明治二年が〇・一六二石替え（米一石 $\parallel$ 六一七匁）、明治三年が〇・二七五石替え（同三三三・六匁）、明治四年が〇・三七八石替え（同二六四・六匁）であったから、〇・三石替えは、怪しむには足りない。三二万四五四一兩の不足は、一見多額に見えるが、右の和市を使って米額に直すと、約七万石（七万〇七七八・八石）に縮む。戦費が嵩んだ割には、意外に不足が少ない。

明治二年十二月には、太政官から新貨幣鑄造に向けての二つの布告が出されている。<sup>20)</sup>

先般御布告有之候通、追テ新貨幣御鑄造、御国内金銀貨幣御改正、昨年御施行之楮幣ハ、追々御引替可相成儀ニ附、諸藩ニ於テ旧幕府ヨリ許可ヲ受、従前製造之楮幣、以来モ数ヲ増益候儀厳禁被仰出候間、是迄製造惣高取調、来午ノ二月中迄ニ、大蔵省へ可差出候、且御一新之後府藩縣ニ於テ楮幣製造之向者、以来通用停止被仰出候間、此段相達候事

但、製造無之府藩縣者、其趣早々同省へ可届出事

十二月

太政官

昨年兵馬紛擾之際、御用途御多端ニ付、楮幣御施行、一旦之急被為凌候得共、右楮幣之高ハ全ク国債ニ相成、当年ヨリハ国債可相償筈之処、豈計諸道不実、奥羽諸国殆皆無ニ属シ、当節歳入総計ニテ百万石余之御不足ニ相成候付、非常之節儉被仰出候外ハ無之場合ニ立至り候間、諸官員□府藩縣ニ於テモ、猶更節儉ヲ主トシ、可成丈ケ冗費ヲ省キ御用途万分之一ヲモ補益候様、篤与相心得可申事

十二月

太政官

前者は、新貨幣鑄造に向けて、旧藩で発行されてきた藩札を、以後増刷することを禁じ、これまでの藩札高を翌三年二月までに大蔵省へ届けよという重要な内容である。

後者は、明治元年の「兵馬紛擾之際」に「御用途御多端」（軍費

捻出等）のために発行した金札（太政官札）は、本来は当明治二年から「国債」として償還するはずのところ、「奥羽諸国殆皆無」（飢饉）によって歳入が一〇〇万石余も不足し償還できないので節儉を用いよ、という。明治二年は、山口藩国元においても凶年であった。

## 二 明治初年の和市変動と藩札

明治三年三月、政府より藩札「製造惣高」を早く大蔵省へ届けるよう催促があった。<sup>21)</sup>

諸藩ニ於テ旧幕府より許可ヲ請、従前製造之楮幣、以来其数を増益致候儀厳禁被仰出候間、是迄製造惣高取調、巳（午）二月中可差出段、大蔵省より昨年御沙汰之趣ニ付而者、御取調可相成と存候、云々

前掲明治二年十二月五日の太政官布告を受けて、二月中に出すべき届けが遅れているので、早く出せとの催促である。

藩札についてふりかえてみると、前稿で述べたように文政十二年（天保二年（一八二九））の一萬五〇〇〇貫目の大増刷（第一次大増刷と呼ぼう）による藩札価値の三分の二への減価をうけて、増刷は当分の間控えられていた。萩札の大増刷による価値下落の教訓、隣藩広島藩の藩札大下落<sup>22)</sup>の教訓によるものと考えられる。それが安政五年（元治元年（一八五八））の七年間で、二万五〇〇〇貫目もの大増刷（第二次大増刷）に踏み切った。元治元年までの藩札出高は四万八五五六貫目余、金一兩＝藩札七五匁の和市で六四

万七四一五兩となる。

その次の大増刷（第三次大増刷）はいつなのであろうか。明治三年（一八七〇）三月八日藩知事の決済をうけ、三月二十九日に大蔵省へ届けられたのがつぎの史料である。<sup>(23)</sup>

午三月八日及御聞

覚

一藩札拾三万貫目

此金貳百三万千貳百五拾兩

但、当今平均通用相場、兩別六拾四匁替之金にして

右今般御沙汰之旨を以、藩内融通之楮幣取調候処、享保年以來旧幕府申出之上製造之物高前書之通御座候、此段御届仕候様、山口表より申付越候、以上

山口藩公用人

三月

宍道直記

大蔵省江

庚午三月廿九日御届成ル

この史料によれば、明治三年三月段階で山口藩の藩札出高は一三万貫目、一兩〓藩札六四匁の和市中で金二〇三万一二五〇兩になるという。元治元年の出高から八万一四四貫目の増、金にして一三八万三三五兩の増である。驚くべき増刷である。これに時期が近いとみられるのが、つぎの史料である。<sup>(24)</sup>

当今出札拾壹万千貫目余江、以往出来積り三万貫目加入にして

藩札拾四万千貫目余

通用平均和市兩別六拾四匁替之金にして

貳百貳拾万兩余

この史料は、「文政十年札銀年限御願継一件」という、幕府に二五年ごとに藩札発行の許可を願う申請書写の最終丁（嘉永六年のもの）に、付紙として添付されているものである。問題は何時この付紙が書かれたかである。「当今出札」が一萬一〇〇〇貫目で、これからさらに増刷予定の三万貫目を加えて、最終的には一四万一〇〇〇貫目となる予定である。前掲明治三年三月時点での届出出札一三万貫目と比較してみると、それより前に書かれた蓋然性が高い。また、この付紙の書かれねばならなかった動機は、明治二年十二月五日の太政官布告（藩札「増益」の禁止と「製造惣高」の届出）であつたと考えられる。

これだけの大増刷が、和市変動に表れないはずはないので、その観点から金一兩が藩札で何匁であるかの和市変動を表（5）にした。<sup>(25)</sup>「諸仕組銀請拵并貸捌帳」に記載する「兩替請之座」と「兩替拵之座」の文久元年〜慶応三年（一八六一〜六七）の和市は、金一兩〓藩札七五匁で一貫している（金

表（5） 兩替請拵之座の和市（金1兩につき）

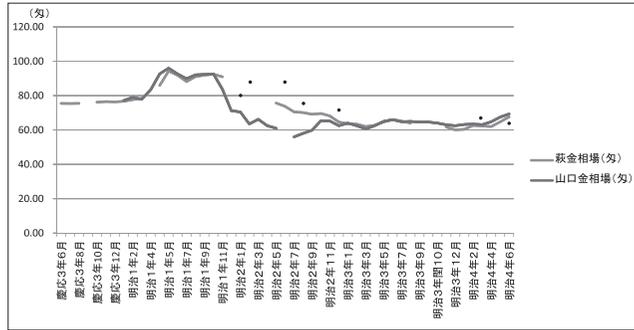
年次	正銀(匁)	札銀(匁)
文久1酉年	64.0	75.0
文久2戌年	64.0	75.0
文久3亥年		
元治1子年		
慶応1丑年	64.0	75.0
慶応2寅年	64.0	
慶応3卯年	64.0	75.0
明治1辰年		
明治2巳年1月		80.0
同2月・6月		85.0
同8月		75.0
同11月		71.7
明治3午年		
明治4未年3月		64.0
同7月		63.0

出典：県庁伝来旧藩記録647「諸仕組銀請拵并貸捌帳」。

表(6) 山口・萩金相場  
(金1両=藩札何匁)

年月	萩金相場(匁)	山口金相場(匁)
慶応3年6月	75.45	
慶応3年7月	75.38	
慶応3年8月	75.48	
慶応3年9月		
慶応3年10月	76.19	
慶応3年11月	76.53	
慶応3年12月	76.36	
明治1年1月	76.71	77.13
明治1年2月	77.68	79.05
明治1年3月	78.40	77.88
明治1年4月		83.44
明治1年閏4月	85.93	92.68
明治1年5月	94.31	96.00
明治1年6月	91.91	92.60
明治1年7月	88.18	89.88
明治1年8月	91.09	92.10
明治1年9月	91.92	92.35
明治1年10月	92.51	92.66
明治1年11月	90.96	83.75
明治1年12月		71.20
明治2年1月		70.50
明治2年2月		63.50
明治2年3月		66.25
明治2年4月		62.50
明治2年5月	75.69	61.00
明治2年6月	73.75	
明治2年7月	70.50	56.00
明治2年8月	70.15	58.00
明治2年9月	69.16	59.85
明治2年10月	69.62	65.40
明治2年11月	68.16	65.20
明治2年12月	64.62	62.50
明治3年1月	63.66	64.00
明治3年2月	63.39	62.50
明治3年3月	62.00	60.57
明治3年4月	62.75	62.50
明治3年5月	64.66	65.00
明治3年6月	66.10	66.00
明治3年7月	65.20	64.80
明治3年8月	64.00	65.00
明治3年9月		64.60
明治3年10月		64.65
明治3年閏10月		64.00
明治3年11月	61.70	63.00
明治3年12月	60.07	62.50
明治4年1月	60.41	63.22
明治4年2月	62.65	63.44
明治4年3月	62.35	63.10
明治4年4月	62.00	64.80
明治4年5月	64.72	67.50
明治4年6月	67.62	69.30
明治4年7月	68.15	69.58

出典：「土族」420・418・419「明治五年藩債其他御届一件」。



※金1両=藩札何匁。●は表(5)の数値。

一両＝正銀六四匁であるから正銀に対して札銀は八五・三%の価値)。それが明治二年正月には八〇匁、同二月・六月には八五匁と札銀安となり、同八月にもとの七五匁に回復すると、明治四年三月には六四匁、同四月六三匁と、逆に高値になっている。

もう少し細かに藩札相場を慶応三年～明治四年の「山口・萩金子押相場」で示したのが、表(6)である。この史料は、山口相場は「判座大黒屋六兵衛」、萩相場は「金場頭取中」が調べたものである。相場付けが明治四年七月で終わっているのは、七月十四日が廢藩置県布告の日であり、この日の藩内藩札押相場を届け出る必要があったためである。

この表によれば、幕末期の金一両＝藩札七五匁から一気に藩札安に転じたのは、明治元年四月からである。それが同年十一月まで続く。表(5)の数値で補うと、明治二年六月まで藩札安が続いている。これは戊辰戦争(明治元年正月～同二年五月)と時期が重なる。安政五年～元治元年の大増刷後のつぎの大増刷は、明治元年から同二年の戊辰戦争期であり、その目的はこの戦争のための戦費調達であった蓋然性が高い。

明治三年九月十日に「藩制」が太政官から布告された。つぎのよう

今般藩制別紙之通被仰出候、素ヨリ其綱領ヲ被掲候儀ニテ、節目施設之方ニ至テハ、篤ト御旨意ヲ奉體シ、藩々其宜ヲ斟酌シ、務テ旧弊ヲ除キ、有名無実ニ不涉、成績相顕候様盡力可致事

庚午九月

太政官

この史料にいう別紙「藩制」の第一二条・一三条は、つぎの通りである。

一従前藩債ハ一藩之石高二閔スル事ニ付、其支消之法ハ藩債之総額ニヨリ支消之目途ヲ立、知事家禄、士卒禄其他公廩入費等ヨリ分賦シテ可償却事

一従来藩造之紙幣、向後引替済之目的ヲ可相立事

庚午九月

藩債の「支消」(償還)は、その総額によつて目途を立て、藩知事家禄、士卒禄其他(山口藩では地下馳走米を含む)の公廩入費等から払えという。藩札についても、「引替済之目的」を立てよという。

これは容易ならざる命令であり、諸藩ともに届出は困難を極めた。山口藩でも翌明治四年五月十三日にはつぎのようにいう。<sup>28)</sup>

藩債支消之義、昨年九月別昏之通り、(中略)於当藩も支消之目的相立、朝廷江御届不致而ハ不都合ニ立至り候付、無余義當年より家禄を始、士族中給禄十ヶ一之出米申付候、云々

そして五月十四日、木戸孝允・井上聞多・杉孫七郎ほかの連印で二七箇条の「改正調印」を定めた。<sup>29)</sup>その第一条と第二三条を掲げる。

第一

御撫育合併之上者、会計全權之命ニ非サレハ、出納スルヲ得ス  
第廿三

御馳走石四升ヲ三升ニ減シ、其残高ト家禄ノ十分一士族給禄十分一ヲ以テ、凡三万石余アリ、五両二歩平均十六万五千両ヲ得ヘシ、二十五年ニテ四百万両トス、然ルニ借財・藩札悉皆四百六十万両アリ、又当時撫署宝庫ノ現在金凡百万余ノ内ヲ以テ、高利之分六十一万両ヲ返却スレハ、借金高凡四百万両トナル、是二十五ヶ年ニ利且納ト成ルヲ目的トスヘシ

第一条は、五月十一日撫育署の会計局への合併を受けてのものである。第二三条は、藩債・藩札償還の方途を言っている。その原資の一つは、地下馳走米である。「御馳走四升ヲ三升ニ減シ」というのは、地下馳走米をこれまでの石別四升から三升へ減額して充てることを意味している。地下馳走米石別四升は、前掲表(3)によれば二万五四五三石と八・二貫目であるから、この割合からいうと、石別三升は、約一万九〇〇〇石である。これと家禄の十分の一、士族給禄の十分の一を合わせて、約三万石(米一石 $\parallel$ 金五・五両の和)市で一六万五〇〇〇両、二五年で四一二万五〇〇〇両)を得る。ところで藩債・藩札は全部で四六〇万両であり、またこのとき「撫署宝庫」にある一〇〇万両のうちから、高利の分六一万両を返済すれば、残る借金は四〇〇万両となる。以上が、二五年で「利且納」(年賦返済)が可能となる方途であるという。この時点で藩債・藩札合わせて四六〇万両であったという情報は、大変重要である。藩札が

前述のように一三万貫目（一両＝藩札六四匁の和市で二〇三万二五〇両）であるから、藩債は残る二五六万八七五〇両ということになる。

ここでの有司の判断は、藩札も借銀と考えていること、藩借銀は家中・地下馳走米でもって返済するというこの藩の財政故実を踏まえていること、「撫署宝庫」の金といえども高利の借金の返済に充てるべきであると考えていること、高米価を利用して償還を果たそうと考えていること、などが特徴である。このなかで疑問に感ずるのは、地下馳走米石別三升（米一万九〇〇石）であり、これは返済原資三万石の六三・三%を占める。もう一つ興味を引くのは、撫育金一〇〇万両のうち七〇万両を朝廷に献納したとの「伝説」との関係である。

二日後の五月十六日、藩知事名で、「石別四升之馳走申付来候処、（中略）馳走四升之内一升之辻宥免申付候」、つまり地下馳走米を石別三升到減ずるとの命令を出した。<sup>30</sup>

表（4）を参照すれば、家禄は二万四九三八石余と通用藩札二〇七貫目であるから、その十分の一は二四九三石と藩札二〇・七貫目である。米一石＝五・五両（藩札にして三八五匁）は高米価であるが、明治二年の「御米御買直段」は、〇・一六二石替え（二石＝六一七匁）、同三年のそれは〇・二七五石替え（一石＝二六三・六匁）であるから、ありうる数値である。

藩債・藩札の償還について、以下で見えていくことにする。この両

方とも、明治四辛未年七月十四日の廢藩置県が大きく影響している。<sup>31</sup>

貨幣ハ天下一定之品ニ可有之之処、從來諸藩ニおいて各種之紙幣を製、其通用価位区々ニ相成、不都合之事ニ候、今般廢藩ニ付而者、総而今七月十四日之相場を以、追而御引換相成候条、此旨兼而可相心得事

辛未七月

太政官

從來之札銀、七月十四日之相場を以太政官より引替之儀、別紙写之通御布令相成候、就而ハ向後札銀相場高下無之筈候事

但、当七月十四日山口・萩押シ相場、札銀七拾目金壹両替之

事

右之通布令并揭示候事

辛未

七月

右之通御承知、可被成其御沙汰候、已上

七月廿八日

糸賀大属（花押）

各郡

大属中殿

貨幣は「天下一定之品」であるべきところ、藩札は「其通用価位区々ニ相成、不都合」なので、廢藩置県の七月十四日の相場をもって、追って発行する新札と引き換えるという。この太政官布令を受けて、県で調査をしたところ、「当七月十四日山口・萩押シ相場」は、「札

銀七拾目金壹両替」であり、それを俣内に通知するというのである。以後この和市が、領内藩債・藩札償還の基準となった。

十一月にはつぎの布令が出され、今度発行の新貨一円と金札一両を等価として取り交えて通用せよという。

新貨幣追々御発行相成候就テ者、新貨条例之通相心得、取交通用可致旨及布令候処、新貨を以て金札と引替候節、兎角多分之差相立不都合之次第有之哉ニ相聞、心得違之事ニ候、自今屹度一円壹両之当りを以、新貨・金札取交、聊無差支通用可致事

辛未 十一月

太政官

十二月にはつぎのような布令が出される。

維新以来太政官并民部省発行ノ金札、製造ノ粗ナルニヨリ贋造ヲ謀ル者間々有之、且又従来旧藩ニ於テ発行ノ金銀錢札ハ、其管轄限り通用之儀ニ付、一般流通ノ便ヲ失ヒ、其弊害不少、依之今般御多端之折柄、莫大ノ入費ヲ不被為厭、精巧新紙幣（中略）各種ヲ製造シ、来壬申年二月十五日ヨリ右各種ノ内、差向壹円・五拾錢・式拾錢・拾錢ノ四種ヲ発行セシメ、追々製造成功之都合ニヨリ、従来官藩両様之金札と引換候条、厚キ御趣意ヲ体認シ、無疑念通用可致、尤一般引換之都合者、猶追而相達候儀も可有之、依而各種新貨幣相添、此段相達候事

辛未十二月

太政官

従来政府発行の金札（太政官札・民部省札）は粗製でままだ「贋造」

もあり、藩札もその領内限りの通用なので、「一般流通ノ便ヲ失ヒ、其害不少」という。そこで「精巧新紙幣」を発行して、官・藩両様の札と引き換えるというのである。同月の布令には、「旧藩製造ノ紙幣、当辛未七月十四日ノ相場を以テ、追而御引替可相成旨被仰出候処」とあるので、山口県での和市は、新貨一円⇨金一両⇨萩藩札七〇匁の予定であったということになる。

明治初年における藩札発行高の全国数値を研究した茂木陽一によれば、大蔵省による明治五年十月調べと明治

表（7） 藩札製造高・通用高・新貨比較高

藩名・時期	製造高	引換済	相場違増減	通用高	新貨比較高	準備届高	現高	貸付等	上納高	残高
山口明治5年10月調	2031250.0000	402654.1043		1628595.2207	1480499.3390	537110.3028	537110.3028		481540.2043	55570.0235
同明治6年6月	2031250.0000	402654.2933		1628595.7067	1480499.3390	481596.9810	481596.9810		481596.9810	
岩国明治5年10月調	237346.3071		5097.2145	237346.3075	189757.3740	100000.0000	67233.2000	32766.2000	61233.2000	38766.2000
同明治6年6月	237346.8205		5097.6450	237346.8205	189757.3740	94000.0000	85684.5000	8315.5000	85684.5000	
豊浦明治5年10月調	350000.0000		←175782.1223	174217.2027	174513.3900					
同明治6年6月	350000.0000	175782.4728		174217.5272	174513.3900					
清末明治5年10月調	35000.0000		←18000.0000	17000.0000	17000.0000					
同明治6年6月	35000.0000	18000.0000		17000.0000	17000.0000					
防長計明治5年10月	2653596.3071	596436.5771		2057158.7309	1861770.1030	637110.3028			542773.4043	94336.2235
同明治6年6月	2653596.8205	596436.7661		2057160.0544	1861770.1030	575596.9810			567281.4810	

出典：茂木陽一「明治初年における藩札発行高の全国的数値について」の付表。

六年六月調べの山口藩・岩国藩・豊浦藩・清末藩の届け数値は、表(7)のとくである。まず山口藩の「製造高」二〇三万一二五〇両(和市は金一両〓藩札六四匁のはずである)は、前述の明治三年三月の届出高と同じである。近世後期秋藩の幕府への許可申請高は、嘉永五年の申請まで一貫して三一〇〇貫目であったから、一三万貫目は幕府許可高をはるかに超えていることを承知で届け出たことになる。大藩では、これは「常識」であったろう。

つぎに「引換済」四〇万二六五四両余を差し引いて、「通用高」一六二万八五九五両余を届けている。既に四〇万両余の藩札取り込み(正金または金札との交換)があったことになるが、これは前述した明治三〓四年の藩札価格安定の一因であろうか。「通用高」の和市は、明治四年七月十四日時点の平均和市一両〓藩札七〇匁であったはずである。「新貨比較高」は、両調べとも、また『明治財政史』第一巻に載せる「藩札流通概数表」と同じ、一四八万両余である。『明治財政史』のこの表の注記に、「政府カ公定セシ所ノ旧藩札価格新貨比較表ニ依リテ、一々其流通額ノ概数ヲ明治新貨ニ換算シタル者トス」とある。「旧藩札新貨比較表」の和市は、山口藩の史料を見ると、新貨一円〓藩札七七匁であったことがわかる。<sup>34)</sup>「通用高」一六二万両余にその和市である七〇匁を乗じ、一方「新貨比較高」にその和市である七七匁を乗じると、ほぼその数値(約一四万貫目)が食い合う。

前掲明治四年十二月の太政官布令には、「精巧新紙幣」を「来千

申年二月十五日」に発行するとあり、また明治四年十二月から翌年一月には、藩札の新札への交換は政府が責任を持つ(「一般之御処置」を行う)と触れているので、「新貨比較高」はそのような意味を持って届けられたはずである。

つぎの「準備届高」は、「引替準備金」の届けのことであり、各藩が藩札の流通を担保するために準備しているはずの金額を届けたものである。山口藩では、「後口金」(うしろきん)という。山口藩の届高は五三万両余、岩国藩のそれは一〇万両である。「新貨比較高」(政府が新貨と引き換えることを認めた高)は、政府が責任を持つので、「引替準備金」は上納せよというのである。「現高」は実際に藩に用意されているはずの金額である。そして「上納高」は政府に上納した高であり、山口藩は四八万両余、岩国藩は六万両余である。翌年の届高との間には数値の変化があるが、これは政府との間で交渉があり、上納額の減少が認められたことを暗示している。それにしても山口藩の上納額四八万両余、岩国藩の八万五〇〇〇両余は多額である。とくに前者の出所が気になるところである。

「引替準備金」は、これより前の明治四年七月十五日、大蔵省が藩札償却のさい準拠せよとした「廉書」に登場する。<sup>35)</sup>

従来藩々ニ於テ製造通用之紙幣、此度別帑被仰出候ニ付テハ、是迄紙幣通用致シ居候向ハ、左之手続廉書之通取計、巨細取調書早々当省江可差出候事

辛未

七月十五日

大蔵省

廉書

一 従来通用紙幣ハ、御一新前後ニ不拘、都而辛未七月十四日之相場を以、追而御引替可相成ニ付、右相場書付早々取調可差出事

(中略)

一 右紙幣ニ付従来之備之引替準備金ハ、現高精細ニ取調、同様可届出事

辛未七月十五日

大蔵省

これは、廃藩置県布告の明治四年七月十四日の領内平均相場をもつて、追つて新貨幣に引き替えるということ、および「引替準備金」の現高を調べて届け出よというものである。

この「引替準備金」に関して、山口藩について詳細は不明だが、岩国藩の明治五年二月時点での事例をあげると、つぎのようである。<sup>36)</sup>

準備金貸下根帳尚証書写等差出候添書

元岩国藩札支消法之儀者、準備金拾万両之辻追々貸附仕、利登せにして支消之目的者、則辛未八月御届申出置候通ニ御座候処、今般支消之見込申出ニ不逮、尤準備金之儀者調らへ書差出、早々可相納旨御沙汰之趣茂御座候付、乃別昏根帳之通ニ御座候、且又壬申貸付方辛未年中出納之辻、乃別昏根帳之通ニ御座候、且又壬申二月朔日越元金貸付三万弍千七百六拾六両弍歩之辻、夫々別昏証書写、尚根帳前之通ニ御座候

旧岩国県準備金上納添書

今般準備金可致上納と之御沙汰之旨茂御座候ニ付左之通

一金六万七千弍百三拾三両弍歩

但、貸付残り当壬申二月朔日越蔵詰高之分

右高拾万両ニ候得共、兼而御届申出置候通、夫々貸付高三万弍千七百六拾六両弍歩、乃根帳前之通、当壬申二月朔日越貸付返納残高之分、尤追々取縮上納可仕候  
六千両

右予御届申出置候通、過日盜難ニ而不足之分、尤当時詮儀中ニ御座候

残り

六万千弍百三拾三両弍歩 悉金札

右之通此度旧岩国県より差出候ニ付、上納仕候也

壬申二月

三名

大蔵省

御中

本書藩札政府ニ於而御処置相成候段御布告有之、就而ハ準備金取調申出候様与の御事ニ付、追而何分一般之御処置御布令可有之事ニ付、準備金之訳詳細御届相成可然候  
一 藩札弍万九千九百八拾貫六百八拾弍匁六分  
此金弍拾四万弍千四百四拾四両壹歩ト永弍百拾五文  
右支消法之儀者、昨未二月御届仕置候得とも、準備金拾万両之

辻貸付利金を以、来酉年迄十四ヶ年限支消之目途ニ御座候、此段御届仕候、已上

壬申二月 岩国支庁

この明治五年二月史料のいうところは、岩国藩では準備金一〇万両(金札)を貸し付け、その利子でもって一四年間で藩札を「支消」(償還)しようとしていたということである。これは明治四年八月に届け出ていた。ところで今般「支消の見込申出ニ不逮、尤準備金之義者調らへ書差出」すようにとのことなので、添書を提出するという。実際に貸し付けた金札と盗難にあつた金札を除いて、残り金札六万一二三三両二分は上納するという。最後の史料の藩札二四万二四四両余は、その後表(7)の二三万七三四六両余に少し減少したが、それは「相場減」によるものである。岩国での和市は、金札一両＝藩札一二三・六六匁である。この岩国藩の事例で分かるのは、当初藩札の償還は、各藩の責任で行うこととなっており、岩国藩では右のように準備金札を貸し付け、その利子でもって償還しようとしていた。ところが、藩札は「政府ニ於而御処置」の布令が出され、「引替準備金」の額を届け出よとのことなので、この届けを出すという。この届けを受けて、山口県は六万一二三三両二分の金札を上納するという。右の史料のいうところと、表(7)の内容が合致する。

以上、当初藩が「支消之目的」を立てて遂行していた(明治三年九月十日の「藩制」・同四年七月十五日令による)藩札の償還は、明治四年十二月の新貨幣発行令に合わせた「政府ニ於而御処置」(一

般之御処置」ともいい、政府が責任を持つこと)に切り替えられ、「新貨比較高」を掌握して政府が藩札を償還することになった。そのさい「準備届高」(「引替準備金」)を届け出させ、それを上納させた。その間、政府と藩・県の間では様々な交渉があつた。

藩札と新札の交換は、明治六年に行われた。つぎの史料がある。<sup>47)</sup>

山口縣

元山口・岩国・豊浦・清末藩札引換金之内、山口・岩国之分兩度ニ式拾五万円下渡候処、今般四藩分之内新札四拾六万円、大坂出張紙幣寮於テ下ケ渡候条、令参事調印之証書を以昏幣寮より令状受取、豊浦藩札ハ五錢以下而已ニ付、現高之三分文字明了之分存置、七分ハ引換、其他新貨価五錢已上、又ハ以内ニ而も、損壞等ニ而押印難出来分引替、右引換藩札ハ兼而相達之手続書第四ヶ条之通取行、当一月十日相達之通貼付之上、同月十五日相達候趣を以、派出官員請取候迄取締方嚴重致置可申候事

明治六年二月十三日 大蔵大輔井上馨

一原書本月十四日白石直道へ相渡ス

山口縣

旧山口藩札引換金之内、尚新札九拾三万円、大坂出張紙幣寮於テ下ケ渡候条、令参事調印之証書を以紙幣寮ヨリ令状請取、藩札引替方其外共、先般相達候通可取計、此段相達候事

大蔵省事務総裁

明治六年五月廿四日

参議大隈重信

本月卅一日縣地へ及郵送

山口藩・岩國藩へ二五万円、四藩へ四六万円、山口藩へ九三万円の計一六四万円は、表(7)の四藩合計一八六万円に届かないが、残っていた藩札の大部分が、新札に引き換えられたとしてよいだろう。

### 三 藩債の償還

藩債の「支消」(償還)がいかになされたかを検討しよう。これも藩札の「支消」と同じく、明治四辛未年七月十四日の廢藩置県を契機として大きく進んだ。そして同年十一月十九日と二十六日、つぎの太政官布告が出される。<sup>(38)</sup>

各地方管下ニ於テ、旧藩金穀調達之者共、其時日并返済之期限、且利足等之約定明細取調、証書写相添、至急大蔵省へ差出可申事

但、各縣ヨリ発令後三十日ヲ限り可差出、尤時日之伸縮并利足之高低等、不都合之廉於有之者、屹度嚴重之可被及御沙

汰候事

辛未

十一月

太政官

最前相達候旧藩々江金穀調達之者共時日并ニ返済之期限其外取調之儀、各庁ヨリ発令後三十日限り不申立分者、一切御採用不相成候事

但、旧藩債減利又ハ年賦等之内談相整候分ハ、其取極之趣大

蔵省江可申出事

辛未

十一月

太政官

旧藩に対する債権を持つ者に、その内容を調査の上、証書写を添えて差し出せというのである。期限を過ぎた場合は、「一切御採用不相成候事」としている。旧藩債減利や年賦等の内談の整ったもの(利下げ・年延べ交渉の成立したもの)は、その内容を大蔵省に届けよという。また十二月十日の布告では、「当七月十四日以来、縣々ニ於テ負債返済之延期・利足之節減等、金主共へ及示談、更ニ約定致し有之分」を大蔵省へ提出せよという。そして同日つぎの布告が出される。

各縣ニ於テ旧藩債支消之方法相立可伺出旨相達置候処、今般縣治御改定ニ付而者、右公債之分ハ、御取調之上追而一般之御処分可致被仰出ニ付、縣々ニ於テ爾後金主共江不及示談候間、負債本帳面エ証書写相添、来申二月晦日限り、大蔵省へ可差出候、若期限迄ニ不差出向者、一切公債ニ不相立候事

但、本文之通ニ付而ハ、当未収納悉皆御規則之通、大蔵省エ

上納可致事

辛未

十二月

太政官

これまで旧藩債については、その「支消之方法相立可伺出旨」を達しておいた(明治三年九月の「藩制」)が、「縣治御改定」(廢藩

表(8) 負債元利納米金明治4年請払大概(明治5年)

項目	米(石)	金(兩)	備考
家禄10ヶ1米・地下石別3升馳走米・土族禄引当備り米	(22565石)	78977	米22565石を石別3兩2分替えにして代金78977兩余。内地下石別3升馳走米は、19433.9石、家禄10ヶ1米は2327.6石、土族禄引当備り米803.5石。→旧知事家禄10分の1の2327.6石、地下馳走米1万4565.543石、土族引当備り米803.5石、合計1万7696.643石、石別3兩2分替えにして6万1938.25兩に修正。
貸付高未年御届け高と当申年御届け高との差額。貸付を取り立て負債納入。		122154	貸付高去未年御届高80万9401兩から当年御届高68万7247兩を引き残り辻、取立負債納入。→諸貸附高未年御届金80万9401兩の内、負債納入の内訳を「雲揚丸代残り9万8911兩」と諸貸付元納の分2万8911兩」と説明。当申年貸附高は68万7247兩。額は変えなかった。
請小計		201131	→196793兩に修正。
内払			
負債元金納入之分		169194	→148924.5兩に修正。
負債利金払之分		33315	→32887兩に修正。
負債元米7813石へ当る8朱利金・元金等を貸付金立用にして元済米代		4238	→負債元納米1595石、石別3兩2分替えて5582.5兩に修正。
利米2748石を石別3兩2分替えにして		9618	→負債利米2685石、石別3兩2分替えて9399兩に修正。
払小計		216365	→196793兩に修正。
請と差引不足(貸付金利備り其外を以立潰)		-15234	

出典：山口県行政文書戦前A「土族」296「藩債并貸附一件」。  
 修正出典：「土族」418「明治五年藩債其他御届一件」の明治5年7月「旧山口縣負債辛未元利払詳細書」。

置県を指す) になったからは、よく調べた上で、「一般之御処分」をするので、以後金主との示談は不要であるという。前述の藩札に關する「一般之御処置」と同じ手法をとっている。「負債・藩札等政府ニ於テ御処置相成候」、つまり藩債・藩札の償還は、政府が責任を持つというのである。

表(8)は、「負債元利納米金明治4年請払大概」である。前述した明治四年五月十四日「改正調印」では、地下馳走米石別三升・家禄の十分の一・士卒禄の十分の一で米三万石(米一石〓金五・五

兩の和市で一六万五〇〇兩)を得、二五年賦で藩債・藩札を償還する計画であった。それと比較すると、まず米が七四三五石少ない(士卒禄十分の一の減)ことと、米の和市が石別二兩安くなって(七兩へ八万六〇二三兩の減である。その代わり貸付高(八九万九四〇一兩)の内取立金一二万二一五四兩を加えて、合計二〇万一一三一兩を償還に充てている。当初の目論見と大きく違うのが、この貸付高を取り立てて償還に充てていることである。これは、藩債の償還を政府が行うことに伴う措置であると考えられる。藩債(借り)と対になる貸付(貸し)の存在の大きさは、注目すべきことである。明治四年の「御届高」(大蔵省への届高)は、八〇万九四〇一兩、明治五年のそれは六八万七二四七兩であり、その差額が負債納入に充てられたという説明である。なおこの届けは、明治五年七月に修正分が提出されており、曲折を辿ることになる。

払の第一項目は、「負債元金納入之分」一六万九一九四兩である。これは表(9)「明治四年暮元納・元下支消」の合計一六万九八〇七兩と極めて近く、後者は前者の内訳であると推定される。「元納」(元金返済)の内で大抵大きいものは、大坂御用達(山中善五郎のもの)がもっとも大きい)と大蔵省、内借元納である。大蔵省への返納九万八六一〇兩は、雲揚丸政府買上代の残りである蓋然性が高い。「元下支消」(元金部分の帳消し)では、公借捌き(公借の帳消し)にあたる宝蔵・御小納戸・御客屋があり、とくに藩主・係累に關係す

表(9) 明治4年暮の元納と元下支消(山口県分)

<元納>				
項目	米(石)	銀(貫目)	金(両)	備考
大坂商人広岡久右衛門			87	永122文余切り捨て、以下同様。
萩町郡商熊谷三四郎			671	
大坂商井上市兵衛			100	
広岡久右衛門			1105	
山中善五郎			183	
井上市兵衛			419	
高池三郎			31	
塩屋玄三郎			15	
樋口重郎兵衛			31	
岩井吉次郎			77	
豊島屋新右衛門			43	
加嶋屋泰吉			27	
加嶋屋七郎兵衛			27	
山中善五郎			15000	
石州堀藤十郎			146	
大蔵省			98610	(雲揚丸代残りカ)
内借捌元納			26730	
未暮元納合計(A)			143309	
<元下支消>				
御宝蔵		0.800		
御小納戸		25.000	7000	
御客屋	4826.476			
同	135.860			
同	292.933			
内借支消			12417	
その他43廉	2418.651	466.040	53	
元下支消合計(B)	7673.920	491.840	19470	金49廉。
同上	7673.920		26498	金1両=70匁。
(A) + (B)	7673.920		169807	

出典：山口県文書館県行政文書戦前A「士族」296「藩債并貸附一件」。

る御小納戸金七〇〇〇両の帳消しが注目される。「内借支消」一万二四一七両は、内借(豪農商からの借銀)を捌いた(帳消しにした)部分と考えられる。天保財政改革の公内借捌きを想起させる。「元下支消」の部分の和市は、金一両〓藩札七〇匁であり、明治四年七月十四日(廃藩置県)時に決定された和市を受けている。当初(明治四年五月)の三万石(地下馳走米、家禄・給禄の一分の一)を充てる計画から、貸付高を取り立てて充てる部分を加えるという方針転換のあったことが重要である。その方針転換は、藩

債の償還を政府が行うとしたことに伴うものであったと考えられる。

なお、「廉書」と題した注記に、「一旧藩債於大坂借入之分、先般銀目廃止被仰付候砌金借ニ相改候得共、其後も年々改渡候証書ハ行形を以銀目ニ而差出有之候処、改後ハ何れ茂金取引仕候儀ニ付、去辛未九月尚当度共、金借之筋ニ御届仕候」、「藩札銀与有之分者、金壹両ニ付七拾目替、県外正銀之分、壹円百六拾壹匁替」とあり、県内では金一両〓藩札七〇匁、県外(大坂)では金一円(金一両)〓銀一六一匁の和市であったことが分かる。前者は廃藩置県時の萩・山口平均和市、後者は銀目廃止後の大坂和市である。前述したように、藩は明治二年正月には大坂御用達中へ金一両〓「銀百六拾目九分八厘七毛式払五」(約一六一匁)の和市での金直しを通過している。大坂藩債の事実上の大幅減額を意味する。和市変動を徹底的に利用した藩債の償却は、注目すべきである。

表(8) 請の第二項目一二万二二一五四両は、旧藩貸付銀を取り立てて償還したもので、明治四年届出高八〇万九四〇一両、明治五年届出高六八万七二四七両の差額である。旧藩貸付銀の内容を示すのが、表(10)「山口県内管下人民其外貸米金銀付立」である。小計部分には、「此合金を以未年御付出し有之」、「士族并地町之もの江年賦不同ニして貸渡之分ト御書出有之」と注記がある。要するに領内貸付高である。ここでもっとも額が大きいのが、「仕組懸り諸貸付之分」で、四四万六〇七九両もある。これは前稿で採り上げた

表 (10) 山口県内管下人民其外貸米金銀付立

項目	米(石)	金(兩)	備考
管下村々江年賦不同ニして貸付	11053		
仕組懸り諸貸付之分		446079.000	特別会計。
小林・宗像増借銀預り元533.275 費目		7618.000	(金1兩=70匁)。
用途之者江貸銀		50000.000	
御売山代銀585.37費目。		8362.000	(金1兩=70匁)。
馬関小田藤軍艦代		20000.000	
八谷回断		3000.000	
藏版署貸		5428.000	
勘文方・御惱借方・御返済方其 外貸		89509.000	特別会計。
引米借貸銀1588.198費目		22688.000	特別会計。1兩=70匁。
小計 (此合金を以未年御付出し 有之)(土族并地町之者共江年 賦不同ニして貸渡之分ト御書出 有之)	11053	652684.000	
大坂御用途之者江貸付之分		23300.000	
北海道諸入目銀トして貸渡之分		34506.000	
雲揚丸代		98911.688	雲揚丸代13万2500兩大藏省より御下渡可相 成内軍用金上納立用納残り御下渡無之分
以上	11053	809401.688	表(8)の数値と一致。
外二産物基金立金トして仮渡之分		196363.000	表(14)の数値と一致。

右去未年大藏省御届出之小割  
 出典：県行政文書戦前A「土族」296「藩債并貸附一件」。

「通」正金銀を萩・浜崎御用途に貸し付けたものである。このことによつて札幌の維持を図つたものとみられる。小林・宗像は萩町人で七六一八兩の貸しがあり、「用途之者江貸銀」五万兩もその表れである。この四四方兩余の内半分以上は、後述するように下関・中関・上関・室積越荷方等への貸付であることにも注意する必要がある。

下関「小田藤」(小田屋藤右衛門)の軍艦代は計二万三〇〇〇兩

「諸仕組銀」(特別会計の一つ)を明治に改組したものであると考えられ、この貸付額は明治四

年時点でのものである。「諸仕組銀」は、安政五年からの藩札の大量発行をうけて領民に貸し付け(担保を取る)、一方で領内流通・領外交易のための「融

であり、藩の軍艦(乙丑丸)を小田屋に売却させたものである。後半二廉の貸付は、いずれも特別会計である。「御惱借方」・「引米借」は、本来家臣借銀のための貸付で、特別会計である。総じてこれら貸付には、特別会計との関係の濃いことが言えよう。領内貸付高の和市は、一兩〓銀七〇匁であり、これは七月十四日の定和市金一兩〓藩札七〇匁を受けている。

表(10)には、山口県外への貸付も記載されている。「大坂御用途之者江貸付之分」二万三三〇〇兩は、「大坂御用途」最大の銀主(かねぬし)へ逆に融資して運用させていることを意味する。「北海道諸入目銀」は、函館戦争とその後の預り地統治のための費用を政府から借りて、それを前述した「箱館府御用途平原平右衛門」(領内秋穂村)などに貸し付けたものと考えられる。「雲揚丸代」は、藩有の艦船(英国に発注し明治三年受取、同四年十一月政府買上)を政府に売却したが、その代金の未収となっているものである。以上、領内・領外あわせて米一万一〇五三石と八〇万九四〇一兩と一致する。「外二産物基金立金トして仮渡之分」約二〇万兩弱があるが、これについては後述する。

表(11)・表(12)は、明治五年春藩債元辻である。前者は旧領内全五県分、後者は山口県分である。山口県分がもっとも多く、米一七万八〇二五石と一〇二万二三五四兩、仮に米一石〓金三・五兩替えにすると、一六四万五四四一兩となる。「外二」として「岩国

表(11) 明治5年春藩債元辻(5県分)

<藩債分>			
項目	米(石)	金(両)	備考
山口県	178025.000	1022354	仮に石別3両2分替えにすると、米は623087.5両。金と併せて1645441.5両となる。
豊浦県		172823	
岩国県		19833	
徳山県		79311	
清末県		27517	
藩債合	178025.000	1321838	
<貸付分>			
山口県	11088.000	687247	表(8)・表(13)の数値と一致。
豊浦県	4597.000	13662	
清末県	3270.000	1551	
貸付合	18955.000	702460	記載値は、金702760両。
外二			
岩国県藩債支消願之分		74445	
同準備金之内貸付有之分		32766	

表(12) 藩債明治5年春元辻(山口県分)

<藩債分>			
項目	米(石)	金(両)	備考
昨未年藩債御届高	185838.074	1191540	
旧臘元米金払	7813.061	169186	(米は1石=3.5両替で27345.7135両。合計196531.7135両)。表8の数値と一致。
藩債当申春元辻	178025.013	1022354	永243文余は切り捨てた。外二累利51672両。
内			
大蔵省		112305	永は切り捨て、以下同様。
東京		53298	
西京(京都)	670.000	621	
大坂	25660.000	144051	米・金のそれぞれが、約14%を占める。
奈良		1683	
紀州		124	
石州	6000.000	4625	
管轄内	145695.013	705644	藩債の米の82%、金の69%を管轄内が占める。
合(計算値)	178025.013	1022351	
<貸付分>			
未年御届貸付高	11053.000	809401	
元納米7813石余・金169186両余取立負債相払(旧臘元米金払)	7813.000	169186	(取り立てて払ってしまった分で、金単で196531.7135両)
差引残(当春元旧藩より管下其外江貸付之分)	11088.000	687247	表(8)・表(13)の数値と一致。

出典：山口県行政文書戦前A「士族」296「藩債并貸附一件」。

表(12)の「藩債当申春元辻」の米一七万八〇二五石余と金一〇二万二二三五四両の内訳を見てみよう。大蔵省からの拝借金残りが、一万二三五両である。東京の五万三二九八両は、三谷三九郎(江戸の藩御用達)等からの借金であると思われる。大坂の米二万五六〇石は、大坂御用達の「永納米」(明和期ころからの献納米で、利子にあたるもののみを毎年支給する、やがて古債として棄捐されるであろう)と、金一四万四〇五一両である。石州借は、笹ヶ谷銅山師・豪農の堀藤十郎からの借米金である。そして旧山口藩「管轄内」の米一四万五六九五石余と金七〇万五六四両である。これはじつに藩債米の八二%、藩債金の六九%を占める。旧領内からの借米金が、いかに多かったかが知られる。

県藩債支消願之分」七万四四四五両があるのは、吉川氏が公式に藩と認知されたのが維新後であり、それまでの藩債を公の債務と認められず、吉川氏の私費で「支消」しようとしたためである。「同準備金之内貸付有之分」三万二七六六両は、前述したように岩国領の藩札(銭札)「支消」のための引替準備金一〇万両の内、実際に領内に貸し付けてあるものである。

表(12)は、山口県分である。「昨未年」(明治四年)藩債御届高は、米一八万五八三八石余と金一一九万一五四〇両であり、「当申春」(明治五年春)のそれは、米一七万八〇二五石余と金一〇二万二三五四両である。この差額が、「旧臘元米金払」米七八一三石余と金一六万九一八六両であり、これは貸付分の「取立負債相払」の額と一致する。貸付分の「未年御届貸付高」八〇万九四〇一両と、当春御届貸付高六八万七二四七両は、表(8)の記載値と一致する。

表 (13) 貸付米金銀寄 (明治5年2月)

項目	金(両)	藩札(貫目)	正銀(貫目)	金単(両)	米(石)	未年且納(両)	未年利上納(両)	備考
仕組銀1帳	63075.313	2452.368217		98109.1250		2321.000	1967.6875	
同2帳	20171.625	2478.285685		55575.6875		5853.875	2961.2500	
同3帳	243551.188	5408.982492		320822.3125		5872.250	3286.7500	
同4帳	115738.000	2045.785150		144963.5000		641.375	842.9375	
以上小計	442536.125	12385.421544		619470.7185		14688.500	9058.6250	金1両=藩札70匁。
勘文方銀1帳		4.017753						
同2帳		15.581054						
同3帳		15.019038						
同4帳		37.333808						
同5帳		31.374195						
同6帳		44.845943						
同7帳		95.549866						
同8帳		350.712726						
同9帳		242.824057						
同10帳		1.567733						
同11帳		27.004781						
同12帳	4993.563	309.567821	0.677542					
同13帳	319.500	997.976185	45.359238					
同14帳		337.641022						
同15帳		474.166164						
以上小計	5313.063	2985.182146	46.036780	48616.1900				金1両=藩札70匁=正銀70匁
返済銀1ノ冊	13.563	1257.414925	72.901000	19018.0625				
諸部署貸米寄帳					11088			
4廉合計(計算値)	447862.750	16628.018615	118.937780	687104.9710	11088			
4廉合計(記載値)	447862.000	16638.022615	118.937780	687247.0000	11088			金単・米の合計値は、同史料の「壬申春元貸付米金大蔵省江付出」と数値が一致。

出典：士族420「明治五年藩債其他御届一件」の明治5年2月「貸付米金銀寄」。

表(13)は、明治五年二月の「貸付米金銀寄」である。この時点での藩からの貸付高の明細を、帳簿を点検して記載したものである。合計値の六八万七二四七両・米一万一〇八八石は、表(8)の「当年御届高」・表(11)の山口県貸付分・表(12)の「当春旧藩より管下江貸付之分」と一致する。これが、明治五年春貸付元辻(御届高)であることは確かである。しかし、ここで新たにわかることがある。仕組帳一ノ四帳の小計が、金四四万両余とあるのは表(10)の「仕組懸り諸貸付之分」とほぼ一致するが、それ以外に札銀一万二三八五貫目、金一両〓藩札七〇匁の和市にして金一七万六九三四両が存在することである。表(10)のこの欄は、六一万九四七〇両であるべきところを、相当減額して載せていることになる。また、表(10)の「外ニ産物基金立金トして貸渡之分」一九万六三三三両の中には、「仕組銀帳」との間に重複のあることが後でいわれている。ともかく大蔵省との間で、届高に関する辻褃合わせに躍起となっている山口県の姿が垣間見える。

ここで政府からの拝借金についてふれておきたい。戦費調達・産物取立に大きな関係があるからである。まず、石高拝借金である。明治元年閏四月につきの布令が出されている。<sup>14)</sup>

金札御製造之上、列藩石高二応シ、万石ニ付壹万兩宛拝借被仰付候間、其筋江可願出事

一 返納方之義者、必其金札を以、毎年暮其金高ノ一割宛差出シ、来ル辰年迄拾三ヶ年ニ上納□切之事

一列藩拝借之金札ハ、富国之基礎被為立度御趣意を奉體認、是を以産物等精々取建、其国益を引起シ候様可致候、但其藩々役場ニおゐて猥ニ遣込候儀ハ、決而不相成候□

(中略)

右之御趣意を以即今之不融通を御補被為遊度御仁恤之思召ニ候間、貸渡金を以返納之御仕法ニ付、利足ハ一切無之事

閏四月

太政官札(金札)發行にさいし、列藩石高(朱印高)に依じて一万石につき一万兩を貸し付ける。返納は金札で毎年暮一割ずつ、無利子である。列藩拝借金の目的は、「富国之基礎」を立てるためであるので、「産物等精々取建、其国益を引起」すようにせよ、という。山口藩は、明治元戊辰年につきのように九万五〇〇〇兩を拝借した。一金札九千五百兩

右於御省過ル戊辰旧山口縣より拝借金九万五千兩、追々元納去辛未春元七万七千九百拾六兩永六百六拾六文七步四厘江当ル、御仕法通り以来年分年割上納金、前書之通御座候、御尋問ニ付此段申上候也

壬申

三月廿日

山口縣

出納寮御中

豊浦藩(石高五万石)も、「先般万石ニ付金札壹万兩宛拝借被仰付、右ハ産物取建国益ヲ引起候様との御沙汰ニ御座候付、過ル明治

二己巳二月金札貳万五千兩拝借、御仕法之通返納可取計之処、同秋凶荒且本藩諸隊變動等ニ而非常之費用相嵩、不得止右御貸金を以急場ヲ凌、物産取建之方法ヲ失ひ」と、明治二年二月に金札二万五〇〇〇兩を拝借したが、同年の不作と本藩での脱退騒動の費用が嵩んだためそれに充て、「産物取建」に充てることが出来なかつたという。この事情は、本藩でも同じであらう。

本藩の山口藩では明治三年三月、大坂御用達の広岡久右衛門・山中善五郎・井上市兵衛に当用借一〇万兩を申し入れた。つぎのようである。<sup>15)</sup>

御口演左ニ

一變動後国内不容易物入并御變革等ニ而、今更可申上迄も無之御承知之処、猶又今度国表ニ而動揺有之彼是、急場諸雜費相嵩、兩殿様ニも御当惑被為在候ニ付、時勢柄も不弁御頼入兼候得共、三家ニ而金拾万兩調達被下候様被仰付候事

但、当度ハ急場ニも有之、御当用調達之趣ニ付、此方・山中・井上三家計御呼出、惣中へハ御沙汰無之

右御頼談ニ付、其後三家名代度々寄合、何分極々不融通之折柄、始終歎願奉申上候処、実ハ先達而より国内入用ニ付、東京大藏省へ頼入有之、借入金貳拾万兩之辻、弥々御貸下相成候事ニ治定致シ候ニ付、急場入用向ハ先夫ニ而埋合候得共、何分色々差湊ひ筋被為在候間、云々

この当用借申し入れは、「今度国表ニ而動揺有之彼是、急場諸雜

費相嵩」、すなわち脱退騒動のためであった。それが、「東京大蔵省へ頼入有之、借用金貳拾万両之辻、弥々御貸下相成候事ニ治定候」と、大蔵省へ頼んで二〇万両借用のことが決まったので、当用借については「御談延」とし、当暮に五万両、来暮に五万両を大坂御用達三人から借用する約束になった。ここでも政府から二〇万両を拝借し、脱隊騒動の「急場」を凌ぐつもりであったことがわかる。しかし、貸した方の政府の理解とは異なるため、後で問題となった。

明治五年四月の山口県の説明は、つぎの通りである。<sup>(46)</sup>

山口藩負債消却之内、正租税之外を以仕払候儀者御聞届相成候へども、貸附米金取立之分を以仕払之廉并旧徳山藩負債之内返弁致候儀、辛未九月御布達之旨ニ相悖り、不都合之次第第二付、行違之情実詳細取調候様、(後略)

旧山口縣負債辛未元利受払差引

一金拾貳万貳千五百拾四円

但、諸貸付金八拾万九千四百老円之内江雲揚艦御買揚ケ代金之内九万八千九百拾老円相加、辛未御届仕置候分、通商司借元金貳拾万円口之内江直様立用ニして相納并諸貸付之内元入貳万三千貳百四拾三円共、合而一ツ書之通、負債元利納江江方仕候付、壬申年貸付金高六拾八万七千貳百四拾七両ニ相減、御届出仕候

(中略)

右三廉受合金拾九万六千七百九拾三円

政府は、「貸

附米金取立之分を以仕払之廉」(前掲表

8の一・二万二一五四兩)の内容、および

既に支払ってしまったこと

を問題(「不都合」としている。山口県はこれに對

して、「通商司借元金貳拾万円口」(為替会社借元金貳拾万両)とも)の内へ、雲揚丸政府買上代の残り九万八九一一円を納め、また、領内貸付取立による二万三二四三円を納めたと説明している。この「通商司借元金貳拾万円口」と、先ほどの大蔵省に頼んだ二〇万両とは、同じ物である可能性が高い。貸付高を取り立てて藩債を払ったとする廉の二〇万一一三二兩は、一九万六七九三兩に修正されたが、問題が解決したのではなかった。明治六年一月の史料はつぎのようであり、全体を表(14)に示した。<sup>(47)</sup>

覚

表(14) 物産基金・石高拝借金(明治6年1月)

項目	金(円)	備考
旧山口藩物産基金昨年貸付負債共届高	196363	表(10)の「外ニ産物基金トして仮渡之分」と数値が一致。
石高拝借金拾万兩并支藩之分共悉皆藩費ニ遺払候延御旨意筋ニ停候故、諸所越荷方備金貸付有之引当	40000	
合計	236363	
内		
下関越荷方9万兩の内朝鮮交易損金差引残り	85447	損金 4552 円。
中関越荷方出金の分	12465	
上関越荷方	5165	
室積越荷方	15057	
同所波戸場築立貸渡	272	
同所越荷方	1739	
中関越荷方別廉質	253	
小野田湯開作入費	71995	
同所ポンプ費用	7550	据え付け不調で損金。
周濟署	8370	
赤間関製蠟所根金1万兩の内、3千兩損金残り	7000	榎実・生蠟価格不調で損金。
物産根金(悉皆損金に)	23000	桑苗・榎苗植付、養蚕所織殿など閉局したが、損金が出て引き合わず。根金は悉皆損金にしたい。
合計	238316	

出典：戦前A「士族」296「藩債并貸附一件」。

一金拾九万六千三百六拾三円

但、旧山口藩物産基金立金昨年貸付負債共、詳細御届仕候節申  
出置候分

一同四万円

但、石高拝借金拾万両并支藩之分共、悉皆藩費ニ遣払候処御  
旨意筋ニ悖候故、山口縣ニ而諸所越荷利備金其外鎖細之金員  
迄も取繕、元金前書之通貸付有之候付、石高拝借不殘御扨切、  
右金員ハ別途上納之儀相伺候処、御許可可相成候分

金貳拾三万六千三百六拾三円

内

金八万五千四百四拾七円四拾三錢七厘

但、下之関越荷方江物産基金立金之内五万両、別途上納相伺候  
金四万両、合九万両差出置候内四千五百五拾貳円五拾六錢貳  
厘五毛、先年朝鮮交易之發起其外、商法方ニ付損金ニ相成候  
分引之、残金ニ当ル分別昏小割書之通、此度御引渡之分

(中略)

右旧山口藩物産基金立金之内并石高拝借金ニ可引当積を以貸付置  
候四万円共、都合八万五千四百四拾七円四拾三錢七厘五毛、此  
度縣地出張從六位森清藏へ引渡、別昏受取証書写差出申候、其  
余年経貸付等ハ、書面之趣を以年々十二月限り取立、別途上納  
仕度、且損金ニ相成候分ハ、實際不得止事情、委細同人江申談  
置候間、御聞取被成下可然御聞濟有之度、此段相伺申候也

明治六年

一月

三名

大蔵太輔宛

「旧山口藩物産基金立金」一九万六千三百六拾三円と、「石高拝借金」一〇  
万両が登場する。前者は前述の大蔵省に頼んで拝借した「通商司借  
元金貳拾万円」、後者は前述の「過ル戊辰旧山口縣より拝借金九万  
五千両」由来のものであると推定する。これら政府から貸した金は、  
本来「富国之基礎」を立てるため、「産物等精々取建」るために貸  
した（明治元年閏四月の布令）のであって、「悉皆藩費ニ遣払候処  
御旨意筋ニ悖」る、また「一般之御処分」の前に支払ったことが問  
題である、というのが政府の立場である。山口県の側からすると、  
それは戊辰戦争の戦費や脱退騒動のために支出したのであるから、  
「悉皆藩費ニ遣払」ったといわれても、当惑したに違いない。しかし  
この指摘には答えざるを得ないので、「物産基金立金」として貸し付  
けたと名目の立つものを拾い集めて、明治五年八月十月に県に出  
張してきた大蔵省官員に届けた。特に下関越荷方に貸し付けてある  
九万両の内、対馬の人を介して企画した朝鮮交易が実現せずに損金  
になった部分を除く八万五四四七円を引き渡すとしている。これは  
三井組の下関出張所が、一旦引き受けることになる。

表(14)で見ると、このほか中関・上関・室積の越荷方への貸付、  
小野田潟開作・同ポンプ費用、赤間関製蠟所根金、物産根金等で、  
合計二万八千三百一十六円となる。この額は、前掲表(10)「山口県内

管下人民其外貸米金銀付立」の「仕組懸り諸貸付之分」四四万六〇七九両、あるいは表(13)の「仕組銀」一〇四帳の合計六二万兩弱に含まれている筈である。これら貸付のうち、下関越荷方の朝鮮交易失敗による損金四五五二円、小野田潟掘え付けポンプ損金七五五〇円、赤間関製蠟所損金三〇〇〇円、物産根金全額損金二万三〇〇〇円など多額の損金が出ており、とくに最後の二万三〇〇〇円は「悉皆損金」にしたい(借金を「棄捐」=帳消しにしてほしい)という。これら損金のうちで、政府の判断により「棄捐」されたものが多くあつたと思われる。

以上、政府からの拝借金を検討してきたが、少なくとも明治元年の石高拝借金約一〇万兩、明治三年の「通商司借元金貳拾万兩」(物産基金)の計三〇万兩があつたことは確かである。それに函館戦争時の金札七万六〇〇兩拝借、政府からの加勢と考えられる雲揚丸買上代一三万二五〇〇兩を加えると、二〇万八五〇〇兩の上乗せとなる。これらの拝借金は、とりあえずは戊辰戦争・藩内脱退騒動に注ぎ込まれ、政府の貸金意図である物産取立とは違つたが、結局は辻褃合わせになつたものと見られる。

最後に、藩債「支消」の結末を検討してみよう。明治五年三月二十七日大蔵大輔井上馨が、旧藩負債の採否に関する調査結果の決済を太政官に求めた。つぎのようにいう。<sup>(48)</sup>

旧藩負債一般御処分ノ儀、年度ノ区別最緊要ノ儀ニ有之、既ニ貸借ノ道天保十四卯年旧幕府ニ於テ、元來相對借ノ分此節限裁

許不申付、自今貸出候分ハ前々ノ通可及裁許候、(中略)発令ヲ参考シ、右卯年以前ノ部ヲ古借トシテ皆棄捐致シ、弘化元辰年ヨリ慶応三卯年迄三十四年間ノ部ヲ中借トシ、無利息五十年賦、明治元辰年以來ノ部ヲ新借トシテ、二十五ヶ年賦三年据置四朱ノ利ト定メ、古中新ノ区別三種ニ相立て可然哉ノ事

明治六年三月三日の太政官布告は、つぎの通りである。  
一天保十四癸卯年以前、旧藩ニ於テ借入候金穀ノ類ハ、公債ニ不  
相立候事

一弘化元甲辰年ヨリ慶応三丁卯年迄ノ間藩用ニ借入候金穀ノ類ハ  
公債ニ相立、昨壬申年ヨリ無利息五十ヶ年賦ノ事

一明治元戊辰年ヨリ同五壬申年迄ノ間、右同断ノ類ハ公債ニ相立、  
昨壬申年ヨリ二十五ヶ年賦

但、利息ノ儀ハ、戊辰年以來滞候月ヨリ辛未年中迄四朱元金  
へ組込相渡、無利息約定ノ分ニテモ辛未七月ヨリ以後ハ四  
朱利相渡候事

第一条の天保十四年(一八四三)は、幕府が棄捐令を出した年であり、それに倣つてそれ以前の藩債を棄捐するという(井上という古借)。第二条は、弘化元年(一八四四)から慶応三年までの分(井上という中借)で、明治五年から無利息五〇年賦とする。第三条は、明治元年から同五年までの分(井上という新借)で、明治五年から二五年賦・年利四%とする。これが前述した「一般之御処分」に当たるものと考えられる。

表(15) 「藩債輯録」表 単位：円

項目	岩国藩	徳山藩	山口藩	豊浦藩	清末藩	防長合計	広島藩	佐賀藩	鹿児島藩
石高(石)	60000.000	40010.000	369411.000	50000.000	10000.000	529421.000	485714.000	219038.000	869593.000
公債=内国債	15950.208	49806.244	820868.246	154021.304	43267.121	1083913.123	903694.605	245703.875	244710.069
内新債(新借)	0.000	13419.565	189687.723	5091.667	12600.797	220799.752	210509.200	28242.207	148602.822
内旧債(中借)	0.000	36314.429	523178.955	123743.984	14822.386	698059.754	304145.320	12921.749	96107.247
内租税債	2116.875	72.250	3013.011	10428.708	15843.938	31474.782	77575.533		
内官債	13833.333	0.000	104988.557	14756.945	0.000	133578.835	265583.333	192916.667	
内即償債							45881.219	11623.252	
削除	77534.917	38066.006	1117959.461	99426.494	19232.227	1352219.105	891954.930	185789.285	1076489.482
内古債(古借)	0.000	0.000	719554.374	9411.625	1809.145	730775.144		156420.421	504325.000
内棄債	53764.284	18973.705	344792.683	73385.627	16847.829	507764.128	330199.029		568816.423
内古借滞利	0.000	151.221	53612.404	16629.242	575.253	70968.120	302353.829	29368.864	3348.059
内私債	0.000	18941.080	0.000	0.000	0.000	18941.080			
内宿債	23770.633	0.000	0.000	0.000	0.000	23770.633			
内幕債							259402.072		
総計	93485.125	87872.250	1938827.707	253447.798	62499.348	2436132.228	1795649.535	431493.160	1321199.551
外二外国債(公債)			1670.830			1670.830	46170.000	471975.260	96905.379
二口計			1940498.537			2437803.058	1841819.535	903468.420	1418104.930

出典：『明治前期財政経済史料集成』第九巻「藩債輯録」。『明治財政史』第八巻のうち、以下の( )は明治5年3月27日井上馨によるもの。  
 注記：古債は、「天保十四年前二係ノ借財及ヒ貸借原年不明ニシテ法ニ拠リ天保十四年前ノ借用スルモノヲ云フ」。(卯年以前ノ部ヲ古借トシテ悉皆棄捐致シ)。

棄債は、「辛未年公布期限内債主届出ヲ失誤スル者、或ハ無証券或ハ証券流焼失スル者、或ハ内納買入金或ハ債主へ臨問審理ノ上藩債ニ当ラサル者、其他法則ニ照シ公債ニ立サル者ヲ云フ」

古借滞利は、「初頭債主藩吏ノ届ケ出ル所ト其實ヲ殊ニシ、精數調査ノ後天保十四年前ノ借用或ハ滞利息等ニ帰スル者ヲ云フ」。

私債は、「旧藩士ノ請ヲ允シ其藩内ニ於テ私債セシムル者ヲ云フ」。

新債は、「明治元年以降其債入ヲ滞ル月ヨリ明治四年迄四朱利ヲ加算シ之ヲ元金ニ通計ス」。(明治元辰年以來ノ部ヲ新借トシテ、二十五ヶ年賦三年据置四朱利ト定メ)。

新旧二債は、「藩債中ニ於テ公債一般ノ法則ニ照シ新旧公債証書現金等ヲ以テ償還ノ法ニ処スル者ヲ云フ」。(弘化元辰年ヨリ慶應三卯年迄二十四年間ノ部ヲ中借トシ無利息五十年賦)。

この「一般之御処分」に従って作成されたものが、表(15)<sup>49)</sup>である。山口藩の藩債は、内国債八二万円余・削除債一一万円余の計一九三万円余である。これに外国債一六七〇円(これは留學生費用)を加えると、一九四万円余である。驚くべきことに、旧藩債合計一九四万円のうち五七・六%が「削除」(削除)されたのである。「削除」のうち大きいのは「古債」(井上のいう古借)で、天保十四年以前の藩債が棄捐されたものである。ついで多い「棄債」は、明治四年の届出期間中に届け出なかったり、証書をなくしたりして公債と認められなかったもの、あるいは政府からの拝借金のうち「棄捐」されたものも含まれる可能性がある。

残った内国債八二万円余のうち、新債(新借)一八万九六八七円余は年利四%二五年賦、旧債(中借)五二万三二七八円余は無利息五〇年賦に条件が緩和されたことになる。

他藩と比較してみると、佐賀藩では、削除債の割合が二〇・五%と低く、内国債も二四・五七万円余と多くないが、外国債が四七万円余と飛び抜けて多い。外国から艦船・武器を大量に輸入したためであろうか。鹿児島藩では、削除債の割合が七五・九%と飛び抜けて大きく、残った内国債は佐賀藩と同じ位である。広島藩では、削除債の割合が四八・四%と比較的高いが、古債がなく棄債・古借滞利、それに幕債が多い。残った内国債は、九〇万円余と山口藩より多い。

おわりに

前稿でもふれたように、弘化四年（一八四七）の藩借銀は、六万二四七六・五三貫目であり、うち三万三〇〇貫目は公借が多く凍結・準凍結となっていた。残る「年賦返済之部」（内借）大坂御用達・藩内御用達からの借銀）は二万九〇〇貫目ほどであった。それが嘉永六年までに総額六万貫目になったあと、文久元年（一八六一）五万三〇〇貫目弱になり、文久二年から元治元年（一八六二～六四）の三年間で、約定の分を含めて一万三七〇二貫目も増加した（六万六六七貫目）。これ以降四年間は、大坂との関係が途絶し、大坂での借銀・米紙の売却ができなかったが、借銀返済の凍結、瀬戸内売りの展開、藩札の大増刷・「諸仕組銀」ほかの特別会計による事業展開、領民による献納・協力によって、戦争経済を構築していった。背景にあったのが、文政期以来のインフレーションで、幕末・維新にかけての五〇年間で、米を指標にした貨幣価値が九分の一にまで縮んだ。安政五年から元治元年にかけての札銀二万五〇〇〇貫目に及ぶ大増刷（第二次大増刷、出高は一両〓藩札七五匁の和市中にして六四万七四一三両）は、「後口金」の準備、領内御用達を通しての融通等によって札価を維持し、また、金銀の海外流出、幕府貨幣の悪鋳による価格低下等によって、相対的に藩札の流通を可能にした。

維新时期に入って藩にとって幸運だったことは、銀目廃止による借銀の金直しで、藩借銀が減額されたこと（金一両〓銀一六一匁といふ大坂の銀安相場）と、米価の高騰であった。戊辰戦争時に諸藩は

戦費調達に苦しんだが、山口藩は「分捕り物」（石見・豊前占領によるものか）と、「諸仕組銀」、藩札の大増刷といった特別会計の事業、それに政府からの金札の貸与等によってどうにか乗り切ったものと考えられる。とくに藩札の第三次大増刷は、藩札和市中からみて戊辰戦争時に行われたと推定した。出高は一三万貫目、一両〓藩札六四匁の和市中にして二〇三万一二五〇両という膨大なものであった。明治二年後半からの札価の安定は、四〇万両に及ぶ「引換済」に見られるように、藩札の取り込みがあったものとみられる。

藩札・藩債の「支消」（償還）は、当初明治三年九月の「藩制」では、藩債惣額によって「支消」の用途を定め、家禄（藩主家の私費）、士卒禄その他の公廩入費で償却を命じた。山口藩でもこれを受けて、明治四年五月、有司は地下馳走米石別三升・家禄十分の一・士卒給禄十分の一で得られる三万石での二五年賦、「撫署宝庫」の一〇〇万両のうちから六一万両を高利借金の返済に充てる計画を立てた。米価は米一石〓金五・五両が想定されていた。この時点での藩債・藩札の合計は四六〇万両であった。藩札を二〇三万両余とすると、藩債はこの時点で二五六万両余となる。

藩札・藩債「支消」の和市中は、領外（大坂）では明治元年銀目廃止時の大坂仕舞相場金一両〓銀一六一匁、領内では明治四年七月十日廢藩置県時の金一両〓藩札七〇匁（萩・山口平均相場）が用いられた。新貨と藩札の交換にあたっては、新貨一円〓藩札七七匁の和市中が適用された。

藩札の「支消」は、引替準備金を領民に貸与し、その利子をもって償却するなどの方途をとったが、やがて政府が責任を持って新貨幣と交換するという「一般之御処置」となり、実際の交換は明治六年に行われた。そのさい引替準備金を政府に上納することになったが、山口藩四八万兩上納の出所がいまのところ不明である。あるいは「撫署宝庫ノ現在金凡百万余ノ内」であろうか。引替対象となった山口藩札は、新貨にして一四八万円余であった。

藩債の「支消」は、当初右に見たように各藩の責任で進められていくが、それが困難になると、これも「一般之御処分」が明治四年末～六年に命ぜられた。この政策転換は、政府と藩・県の間で行き違いを生じ、藩・県の側では辻褄合わせに苦勞した。行き違いの内容は、①「一般之御処分」が確定するまでは返済を見合わせるという政府の通知と、藩の側の従来方針に沿って仕払を一部済ませたこととの齟齬、②政府からの金札貸与は、「産物取立」の趣旨であったが、藩の側では戊辰戦争や脱退騒動の戦費に使用したこととの齟齬、③「産物取立」は山口藩では安政期から進めてきた政策であったが、諸所越荷方事業や産物取立でも損金が出るなど「武士の商法」的な側面があり、政府に棄捐を求めたこと、④藩に対する債権の確定に手間取り、困難を極めたこと、などである。それにしても政府からの拝借金では、石高拝借金一〇万兩・「通商司借元金貳拾万兩」の計三〇万兩に及ぶ大金、それに函館戦争時の金札七万六〇〇〇兩と、政府からの加勢とみられる雲揚丸買上代一三万二五〇〇兩を加

えると、二〇万八五〇〇兩の上乗せとなる。これらの拝借金は、戊辰戦争・脱退騒動に注ぎ込まれ、政府の貸金意図とは違ったが、結局は辻褄合わせになったものと見られる。

藩債の「一般之御処分」を主導した井上馨は、借銀時期によって、古借（天保十四年以前）・中借（弘化元年～慶応三年）・新借（明治元年～同五年）に分け、古借は幕府の棄捐令に倣って棄捐（帳消し）、中借は明治五年から無利息五〇年賦、新借は同二五年賦年利四％とした。山口藩の藩債は、内国債八二万円・削除債一一一万円・外国債（留学生費用）一六七〇円で、合計一九四万円となる。驚くべきことに、旧藩債合計一九四万円のうち五七・六％が「削除」（削除、帳消し）されたのである。特に古債（古借）七二万円は、利下げ・年延べを繰り返した挙げ句の「棄捐」であり、この部分にとどめを刺した観がある。中借・新借も返済条件が格段に緩和されている。山口藩の場合特徴的なのは、領内貸付高が非常に多いことである。これを取り立てることによって藩債を「支消」した。貸付高の本身は、「仕組懸り諸貸付之分」をはじめとする特別会計である。戦費調達と藩債「支消」に果たした特別会計の役割は大きかった。明治四年五月時点の藩債推定二五六万兩余と、「一般之御処分」時の一九四万兩との間には、和市違いによる差を考慮しても、なお三〇数万兩の差がある。「撫署宝庫ノ現在金凡百万余ノ内」との関係があるのか、気になるところである。

前稿で、文政五年から幕末・維新时期までを含む約五〇年間の米を

指標にしての貨幣価値が、九分の一に下落したことを指摘した。逆にいえば、九倍以上のインフレーション（物価が連続して高騰すること）が生じたことになる。とくに明治初年の大坂の極端な銀安相場による金直し（金一両⇨銀一六一匁）、領内米価の高騰（明治元年米一石⇨藩札三二一・五匁、同二年六一七・三匁、同三年三六三・六匁、同四年二六四・六匁）は、注目すべきである。萩・山口藩は、こういった和市変動をよく観察しており、藩札大増刷の時期と札価維持の手法、金直しによる藩債削減など、徹底的に和市変動を利用したと言えよう。本稿では和市変動に注目することで、これまでややもすれば萩藩（長州藩）の幕末期に注目が集まり、明治初年の研究が手薄であることを、具体的に乗り越えようとした。まだまだ多くの課題が残されているので、本稿の主題は引き続き探究していきたい。

## 註

- (1) 拙稿「幕末期萩藩財政史研究序説」（『やまぐち学の構築』七号、二〇一一年三月）。
- (2) 作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』塙書房、一九七一年・下山三郎『近代天皇制研究序説』（岩波書店、一九七六年）・新保博『近世の物価と経済発展』東洋経済新報社、一九七八年）・岩橋勝『近世日本物価史の研究』（大原新生社、一九八一年）・中村哲『明治維新』（集英社、一九九二年）・松尾正人『廃藩置県の研究』吉川弘文館、二〇〇一年）・茂木陽一「明治初年に

おける藩札発行高の全国数値について」（『三重法経』一一二号、二〇〇三年）。

- (3) 三輪为一「長州藩の藩札」（『社会経済史学』八卷六号、一九三八年）・穂本洋哉「萩藩財政収支と経済政策」（『社会経済史学』四二卷四号、一九七七年）・西川俊作・谷村賢治「藩札論再考」萩札・広島札を中心に」（『三田学会雑誌』七三卷三号、一九八〇年）・伊藤昭弘「近世後期の藩領国における資本循環構造と藩財政」（『歴史学研究』八八五号、二〇一一年）。

- (4) 萩博物館所蔵杉家文書、元治元年一月二十二日「御借銀覚」。
- (5) 山口県文書館毛利家文庫「政理」一〇七「長州諸用帳」。以下、同文庫史料の場合、文庫「政理」一〇七「文書名」のように表記する。

- (6) 文庫「太政官日誌」一「太政官日誌」。
- (7) 『明治財政史』第二一卷（明治財政史編纂委員会、吉川弘文館、一九七二年三版）。
- (8) 松尾正人前掲書。
- (9) 文庫「速記類」五八「世外侯事歴維新財政談」。
- (10) 矢野健太郎「幕末長州藩の石見・豊前における地方支配」（『瀬戸内海地域史研究』第七輯、一九九九年）。
- (11) 『明治財政史』。
- (12) 文庫「雲上」三三三「御達書」、明治三年十二月十五日「元箱館府御用達山口藩支配地防州小郡秋穂村平原平右衛門手代辰

蔵」の大蔵省役所宛「勘定仕訳御請書」。

(13) 文庫「政理」一〇七「長州諸用帳」。

(14) 松尾正人前掲書。

(15) 文庫「諸省」五七七「御布告控」。

(16) 文庫「諸省」五七七「明治二年弁官其他御達書控」。

(17) 文庫「雲上」三三「御達書控」。

(18) 文庫「諸省」五五九「藩制改革一件」。

(19) 山口県文書館県庁伝来旧藩記録三〇六「山口藩従前支配地総高其他」。なお、文庫「政理」一八四にも同題の史料がある。

(20) 文庫「諸省」五七七「明治二年弁官其他御達書控」。

(21) 文庫「雲上」三六「明治三年正月ヨリ朝廷事往復書其他控」。

(22) 『広島県史通史編IV近世2』（一九八四年）によれば、広島藩は藩札濫発による札価下落によって、弘化四年には「四拾掛相場」（四〇分の一）、嘉永五年には「五百掛相場」（五〇〇分の一）に切下を行っている。

(23) 文庫「雲上」四三「朝廷江御願出控」。

(24) 県庁伝来旧藩記録六一四「文政十年札銀年限御願継一件」。

(25) 県庁伝来旧藩記録六四七「諸仕組銀請払并貸捌帳」。

(26) 山口県文書館県庁行政文書戦前A「士族」四二〇「明治五年藩債其他御届一件」。

(27) 文庫「諸省」五五九「藩制改革一件」。

(28) 文庫「諸省」二九三「伝命録」。

(29) 文庫「諸省」三七三「明治四年五月改正調印」。

(30) 文庫「諸省」二九三「伝命録」。

(31) 以下、山口県文書館県庁行政文書戦前A総務七「明治四年太政官布令録」。

(32) 茂木陽一前掲論文。

(33) 県庁伝来旧藩記録六一四「文政十年札銀年限御願継一件」。

(34) 例えば「士族」三〇七「旧山口藩ヨリ縣内人民へ貸下金取立簿」によれば、「金壹円二付七拾七匁厘九毛」とし、新貨一円は藩札約七七匁であったことがわかる。

(35) 文庫「諸省」五七七「御布告御達控」。

(36) 山口県文書館県庁行政文書戦前A「士族」二九六「藩債并貸附一件」。

(37) 文庫「諸省」五七七「大蔵省御達記録」。

(38) 文庫「諸省」五七七「御布告御達控」。

(39) 県庁行政文書「総務」一三「明治五年出納之部御達書」の明治五年一月二十日井上馨・吉田清成からの通知。

(40) 以下、県庁行政文書戦前A「士族」二九六「藩債并貸附一件」。

(41) 『明治財政史』第八巻にも、明治五年の記事として、「銀去ル辰年銀目被廢候節大阪表留り相場ノ事」、「旧藩札 各地方去ル未年七月十四日平均留り相場ノ事」とある。

(42) 以下、「士族」二九六「藩債并貸附一件」。

(43) 「士族」四二〇「明治五年藩債其他御届一件」の明治五年二

月「貸付米金銀寄」。

(44) 以下、「士族」四一八～四二〇「明治五年藩債其他御届一件」。

(45) 文庫「政理」一〇七「長州諸用帳」。

(46) 「士族」四一八「明治五年藩債其他御届一件」。

(47) 「士族」二九六「藩債并貸附一件」。

(48) 『明治財政史』第八卷。

(49) 大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政經濟史料集成』第九卷  
〔明治文献資料刊行会、一九六三年〕「藩債輯録」。

追記 本稿は、科学研究費補助金基盤研究C「近世後期～幕末期の  
和市変動と萩藩財政」（田中誠二）の研究成果の一部である。前  
稿「幕末期萩藩財政史研究序説」と本稿「維新时期山口藩財政史研  
究序説」を合わせて、「幕末・維新时期の和市変動と萩・山口藩財政」  
（仮題）という「定稿」に持ち込みたい。